大野城市地域防災計画資料編の修正箇所一覧

○1-12
・地区防災計画策定地区の追加
○2-7
・大野城市災害対策本部組織図の追加・修正
○2-8
・『ICT 復旧班』に関する大野城市災害対策本部事務分掌の追加
○2-11
・注意報及び警報の種類並びに発表の基準の数値の更新
○2-15
・防災関係機関の連絡先一覧の修正
○2-17～18
・防災・行政電話のかけ方、電話番号の更新
○2-25
・災害時応援協定等締結一覧に新規協定を追加
○2-31
・福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等の更新
○2-39
・備蓄品一覧の時点修正
○2-41
・水防倉庫資材一覧の時点修正
○2-42
・コミュニティセンター防災倉庫資機材一覧、非常用電源装置配備一覧の時点修正
○2-49～50
御笠川浸水・内水浸水、土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設一覧の時点修正
○2-55
・市内医療機関一覧（病院・診療所・歯科医院）の時点修正
○2-56
・緊急輸送道路ネットワーク図の更新
○2-58
・市有車両一覧の時点修正
○2-60
・臨時ヘリポートの基準の更新
○2-66
・重要水防箇所一覧の更新
○2-67
・防災重点農業用ため池一覧の附番修正
○2-70
・福岡県災害時における人的被害の公表要領の更新

市民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画）

地区防災計画の名称	承認日
乙金区防災計画	令和６年２月１３日
釜蓋区防災計画	令和６年４月１日
井の口区防災計画	令和６年４月１日
中区防災計画	令和６年４月１日
乙金台区防災計画	令和６年４月１日
乙金東区防災計画	令和６年４月１日
大池区防災計画	令和６年５月１日

■大野城市災害対策本部組織図

大野城市防災会議

災害対策本部			部	班	平常時構成組織
本部長	副本部長	本部員（部長）			
市長	副市長 教育長	危機管理部長	本部総括部	本部班	危機管理課
					秘書室
				情報総括班	危機管理課
				受援調整班	必要時のみ
		総務財政部長	総務対策部	総務班	人事マネジメント課
					総務管理課
				財政調達班	財政課 財産管理課
					出納室
					給付金対策室
				公共施設被害調査班	大規模地震等発生時のみ
					経営戦略課
		総合政策部長	広報・報道部	広報・報道班	デジタル推進課
					プロモーション推進課
					監査委員事務局
				ＩＣＴ復旧班	デジタル推進課（地震発生時のみ）
		都市整備部長	建設対策部	建設対策班	建設管理課
					公園街路課
					都市計画課
					連立・高架下活用推進課
		環境経済部長	環境経済対策部	環境班	循環型社会推進課
					生活安全課
				産業班	産業振興課
		地域創造部長 教育部長 こども未来部長	避難対策部	地域対策班	コミュニティ文化課
					地域行政センター統括課
					心のふるさと館
				避難対策班	教育政策課
					教育振興課
					教育支援課
					スポーツ課
					こども・若者政策課
					子育て支援課
					各保育所
		市民生活部長	市民対策部	市民支援班	総合窓口センター
					国保年金課
					人権男女共同参画課
				輸送・調査班	市税課
					納税課
		すこやか福祉部長	福祉医療対策部	福祉班	福祉サービス課
					生活支援課
					介護支援課
				医療救護班	すこやか長寿課
					健康課
					こども家庭センター~~健康課~~
		議会事務局長	議会対策部	議会対策班	議事課
		上下水道局長	上下水道部	企業総務班	企業総務課
				給水班	料金施設課
				浄水・施設班	上下水道工務課
本部長付	消防団長		消防部	消防班	消防団 （本.1.2.3.4.5分団）
					危機管理課（消防担当）

■ 大野城市災害対策本部事務分掌表

部　名	班　名	事　務　分　掌		
		初動活動期	応急活動期	復旧・復興活動期
各 班 共 通		1　班内職員の動員、配備に関すること	→	→
		2　所管施設の被害防止又は軽減（避難誘導を含む）、被害調査に関すること	→	→
		3　所管事項に関する業者、民間団体等への協力要請及び連絡調整に関すること	→	→
		4　水防活動の協力に関すること	→	→
		5　他班への応援に関すること	→	
			6　所管事項に関する被害調査及び応急対策に関すること	
本部総括部	本 部 班	1　災害対策本部、現地災害対策本部の設置・廃止に関すること	→	→
		2　配備体制その他本部長命令の伝達に関すること	→	→
		3　災害対策本部会議の庶務に関すること	→	→
		4　防災行政無線の統制、活用に関すること	→	
		5　防災会議委員その他関係機関との連絡調整に関すること	→	→
		6　自衛隊の派遣要請並びに派遣部隊の受け入れに関すること	→	→
		7　国、県及び他自治体等への応援要請並びに連絡調整に関すること	→	→
		8　広域消防応援に関すること		
		9　災害救助法の適用申請に関すること	→	→
		10　高齢者等避難、避難指示の発令及び警戒区域の設定に関すること		
		11　臨時ヘリポートの開設に関すること	→	→
		12　仮置き場等の空地利用の調整に関すること	→	→
		13　各種制限措置の解除・指示等に関すること	→	→
		14　本部長・副本部長の秘書に関すること	→	→
		15　他の部・班に属さないこと	→	→
			16　総合的な応急対策の立案及び各部間の調整に関すること	
			17　災害視察、見舞者の接遇に関すること	~~17~~18　復旧・復興計画の総合企画及び調整に関すること
	情報総括班	1　気象及び地震、原子力災害情報等の収集及び分析に関すること	→	→
		2　各種気象情報の記録に関すること	→	→
		3　各種被害情報の収集・取りまとめに関すること	→	→
		4　各種被害情報の分析・予測に関すること	→	→
		5　職員等の動員・配備のとりまとめに関すること	→	→
		6　各部各班の活動状況の把握に関すること	→	→
		7　通報内容の送致分類に関すること	→	→
		8　情報総括担当者会議の開催に関すること	→	→
総務対策部	総　務　班	1　市民からの通報受付に関すること	→	→
		2　防災情報地理システムへのとりまとめに関すること	→	→
		3　職員の健康管理に関すること	→	→
	財政調達班	1　車両その他輸送手段の確保、配車に関すること	→	→
		2　庁舎会議室等の利用調整に関すること	→	→
		3　応急対策活動に係る物品の調達に関すること	→	
		4　避難者並びに災害対策従事職員等の食糧、必要物資の確保・調達に関すること	→	→
		5　被災建築物の応急危険度判定に関すること	→	
		6　災害救助法関係事務のとりまとめに関すること	→	→
		7　災害対策に必要な金銭の出納及び保管に関すること	→	→
		8　災害対策関係予算並びに資金の運用に関すること	→	→
			9　物資集配拠点の開設及び救援物資の受け入れ・管理に関すること	→
			10　応急仮設住宅の用地確保、建設及び管理に関すること	→
			11　その他被災者向住宅供給に関すること	→
				12　義援金に関すること
広報・報道部	広報・報道班	1　市民への広報に関すること	→	→
		2　報道機関への対応に関すること	→	→
		3　被害記録・対応記録に関すること	→	→
建設対策部	建設対策班	1　水防活動全般に関すること	→	
		2　道路・林道・農業用施設等の被害調査及び応急対策に関すること	→	→
		3　斜面災害の被害調査及び応急対策に関すること	→	→
		4　河川・道路等の障害物の除去に関すること	→	→
		5　建設業団体等との連絡調整に関すること	→	→
		6　交通規制の実施または協力に関すること	→	→
		7　緊急輸送路の確保に関すること	→	→
		8　急傾斜地等の安全対策並びに擁壁等危険箇所の安全確保に関すること	→	→
			9　被災宅地応急危険度判定に関すること	
環境経済対策部	環　境　班	1　仮設トイレの設置及びし尿・ごみ・災害廃棄物の処理に関すること	→	→
		2　遺体の収容、火葬等に関すること	→	→
		3　警察等との連携に関すること	→	→
			4　動物の保護・収容及び環境対策に関すること	→
			5　緊急時環境放射線モニタリング実施への協力に関すること	→
			6　放射線物質による汚染の除去、放射性物質の付着した廃棄物の処理に関すること	→
			7　被災地及び指定避難所の巡回パトロール等に関すること	→
	産　業　班	1　商工会等関係団体との連絡調整に関すること	→	→
		2　農協等関係団体との連絡調整に関すること	→	→
				3　中小企業への融資対策に関すること
				4　被災者への職業あっせんの協力に関すること

■ 大野城市災害対策本部事務分掌表

部　名	班　名	事　務　分　掌		
		初動活動期	応急活動期	復旧・復興活動期
避難対策部	地域対策班	1　区長との連絡調整に関すること	→	→
		2　コミュニティ地区内における災害情報の共有化に関すること	→	→
		3　高齢者等避難、避難指示の区長への伝達に関すること		
	避難対策班	1　避難者の誘導に関すること		
		2　避難所の開設、運営、閉鎖に関すること	→	→
		3　避難者名簿の作成に関すること	→	→
		4　現地災害対策本部への協力	→	→
		5　臨時ヘリポートの開設協力に関すること	→	→
		6　児童・生徒の安全確保に関すること		
		7　応急教育に関すること	→	→
		8　被災児童・生徒への学用品の供与に関すること	→	→
		9　園児の安全確保に関すること		
		10　保育施設の被害調査及び臨時施設の設置等に関すること	→	→
			11　避難所における救援物資の受け入れ・管理・配布に関すること	
			12　炊き出しに関すること	
			13　広域避難者の受け入れに関すること	→
市民対策部	市民支援班	1　行方不明者名簿の作成に関すること	→	→
		2　安否情報の収集、報告及び照会に対する回答に関すること	→	→
		3　安否確認窓口の開設・運営に関すること	→	→
		4　男女共同参画の視点を踏まえた災害対応に関すること	→	→
				5　国民年金、国民健康保険税の減免等に関すること
	輸送・調査班	1　緊急輸送に関すること	→	→
			2　建物及び宅地等の被害調査（各区別集計表及び箇所図作成）に関すること	→
				3　り災証明書・被害届出証明書の発行に関すること
				4　り災台帳の作成に関すること
				5　市税の減免に関すること
福祉医療対策部	福　祉　班	1　要配慮者の避難支援に関すること	→	→
		2　福祉避難所、福祉仮設住宅の確保に関すること	→	→
		3　社会福祉協議会、ボランティア団体等との連絡調整に関すること	→	→
				4　被災者台帳の整備に関すること
				5　災害弔慰金・見舞金・被災者生活再生支援金の支給、災害援護資金等貸付に関すること
				6　被災者への職業あっせんの協力に関すること
	医療救護班	1　救護所の設置・管理に関すること	→	→
		2　医師会等医療関係団体との連絡調整に関すること	→	→
		3　後方支援病院の確保に関すること	→	→
		4　医薬品・資機材等の調達に関すること	→	→
			5　医療ボランティアの受け入れに関すること	→
			6　防疫活動に関すること	→
			7　被災者の健康管理に関すること	→
議会対策部	議会対策班	1　議会・議員との連絡に関すること	→	→
上下水道部	企業総務班	1　部の総務に関すること	→	→
		2　関係部局及び関係機関への連絡調整に関すること	→	→
		3　情報の収集及び記録に関すること	→	→
		4　福岡地区水道企業団との連絡調整等に関すること	→	→
	給　水　班	1　応急給水活動に関すること	→	→
		2　大口需要者等に対する個別要請及び指導に関すること	→	→
	浄水・施設班	1　取水、浄水、送水、配水施設の運転、操作、復旧に関すること	→	→
		2　原水、応急給水の水質検査、保全及び薬品管理に関すること	→	→
		3　水道施設・下水道施設の被害調査及び復旧に関すること	→	→
		4　管工事組合、建設業者への応援依頼・作業指導に関すること	→	→

※必要に応じて設置

本部総括部	受援調整班	1　災害対策本部全体の受援に関する状況把握・とりまとめに関すること	→	→
		2　災害対策本部全体の資源の調達・管理に関すること	→	→
		3　受援に関する各部各班の調整に関すること	→	→
		4　自衛隊の派遣要請並びに派遣部隊の受け入れに関すること	→	→
		5　国、県及び他自治体等への応援要請並びに連絡調整に関すること	→	→
		6　広域消防応援に関すること		
		7　受援調整会議の開催に関すること	→	→
		8　応援職員の受入れ及び支援に関すること	→	→
総務対策部	公共施設被害調査班	1　公共施設の詳細な被害調査に関すること		
		2　公共施設の継続使用の可否判断に関すること		
広報・報道部	ICT復旧班	1　庁舎内のネットワーク・システム等の動作、被害状況調査、復旧活動に関すること		

注意報及び警報の種類並びに発表の基準

福岡管区気象台から発表される注意報、警報のうち、水防活動の利用に適合するものとして、本市に関するものは次のとおりである。

（令和６年５月２０日）

区　分	種　　類	基　　準
注意報	大雨注意報	表面雨量指数　　２０ 土壌雨量指数　１４７~~１５４~~
	洪水注意報	御笠川流域雨量指数　１８．７ 牛頸川流域雨量指数　１２ ※御笠川流域複合基準 　表面雨量指数８かつ流域雨量指数１８．７
警　報	大 雨 警 報	表面雨量指数　　２９（浸水害） 土壌雨量指数　２０８~~２１１~~（土砂災害）
	洪 水 警 報	御笠川流域雨量指数　２３．４ 牛頸川流域雨量指数　１５ ※御笠川流域複合基準 　表面雨量指数２７かつ流域雨量指数２１

●土砂災害情報について

■土砂災害警戒情報

降雨による土砂災害の危険が高まったときに市町村長が避難指示を発令する際の判断や、自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表している防災情報です。

なお、この情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難指示の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としています。

■土砂災害危険度情報

土砂災害警戒情報を補捉する情報として、県が発表します。土石流と集中して発生するがけ崩れを対象としています。

防災関係機関の連絡先一覧

（令和６年２月現在）

名称	電話番号	ＦＡＸ	防災無線
福岡管区気象台	725-3631		
福岡県防災危機管理局 消防防災指導課	643-3113	643-3117	
福岡県災害対策本部	643-3986 ～3989	643-3990	78-700-7500 ～7504
福岡県福岡地方災害対策本部 （福岡農林事務所）	735-6121	712-3485	78-801-701
福岡県那珂県土整備事務所	513-5563	513-5606	78-821-711
福岡県筑紫保健福祉環境事務所	513-5581	592-8444	78-821-751
国土交通省福岡国道事務所 福岡維持出張所	682-7784	682-7745	
陸上自衛隊第４後方支援連隊	591-1020	591-1020	
春日・大野城・那珂川消防本部	584-1191	584-1200	
春日警察署	580-0110		
~~大野交番~~	~~503-5800~~		
~~白木原交番~~	~~582-9234~~		
~~南ヶ丘交番~~	~~596-0025~~		
~~春日原交番~~	~~581-0342~~		
福岡県済生会二日市病院	923-1551		
福岡徳洲会病院	573-6622		
九州電力送配電㈱ 福岡南配電事業所	922-6124	928-6900	
西日本電信電話（株）九州支店 （㈱NTT フィールドテクノ 九州支店 福岡営業所 設備総括部門サービス 運営・災害対策担当）	476-6161	477-3940	
西部ガス㈱福岡支社 福岡供給部	633-2323	631-3794	
西日本高速道路（株）九州支社 久留米管理事務所	0942-43-4612		
西日本鉄道（株）二日市駅	922-2024		
九州旅客鉄道(株) 南福岡駅	582-6680	582-5380	

福岡県防災・行政情報通信ネットワーク

防災・行政電話のかけ方

防災事務だけでなく一般行政事務目的で利用できます

次のものから、防災・行政電話をかけることができます。

・防災電話機、防災FAX
・県庁の内線電話機、ダイヤルイン接続のFAX
・農林事務所、県土整備事務所、総合庁舎、吉塚合同庁舎の内線電話機
・その他、一部の県出先機関・市町村・消防本部の内線電話機
（利用できる機関は、電話番号の備考欄に“＊”,“＃”,“◆”,“○”で示しています）

Ⅰ（県内への発信）東京事務所含む

【通常のかけ方】　光回線、地上無線回線（多重無線）を利用

全機関	（局番号）（内線番号） 78－○○○－△△△△	本番号簿に特記の場合、そちらに従ってください
【例】78 － 700 － 7024		防災情報係（通話）

【非常時のかけ方】　地上無線回線（260M無線）を利用

市町村・消防機関のみ	（局番号）（内線番号） 77－○○○－△△△△	本番号簿に特記の場合、そちらに従ってください
【例】77 － 700 － 7024		防災情報係（通話）

【参考】庁内内線電話への発信

県庁	（局番号）（庁内内線番号4桁） 78－700　－××××	「県庁内線」が利用できます
農林、県土整備事務所（単独庁舎）	（局番号）（庁内内線番号2～3桁） 78－○○○－×××	「各庁内線」が利用できます
総合、合同庁舎	（局番号）（庁内内線番号3～4桁） 78－○○○－×××	局番号は出先機関(11)参照、「各庁内線」が利用できます
その他の機関(※)（備考欄に＊印）	（局番号）（ゼロ）（庁内内線番号） 78－○○○－0－　×××	「各庁内線」が利用できます
その他の機関(※)（備考欄に＃印）	（局番号）（ゼロ） 78－○○○－0	交換台、代表課等につながります
その他の機関(※)（備考欄に◆印）	（局番号）（ゼロ）（庁内内線番号） 78－○○○－0 －(ツーツー音)×××	「各庁内線」が利用できます ※ツーツー音聴取後、庁内内線番号をダイヤル。
その他の機関(※)（備考欄に○印）	（局番号）（庁内内線番号） 78－○○○－×××	「各庁内線」が利用できます

※　吉塚合同庁舎、その他の機関（＊、＃、◆、○）の内線電話機から発信する場合は、発信特番を付けて下さい。

（発信特番）

吉塚合同庁舎　　2－78－○○○－△△△△

その他の機関（＊、＃、◆、○）　　？－78－○○○－△△△△

【注意】発信特番は機関ごとに異なります。各事務所の担当者にご確認ください。

Ⅱ（県外への発信）

衛星を利用して、総務省・消防庁、他都道府県、県外市町村等へ電話・FAXがかけられます。

県庁からは、次のようにダイヤルします。

（県番号）　（局番号3桁）　（内線番号　桁数は様々）

79－ 世代間接続番号（※） －△△△－〇〇〇－××××

農林／県土整備事務所、総合庁舎、市町村、消防本部からは、次のようにダイヤルします。

（県番号）　（局番号3桁）　（内線番号　桁数は様々）

78-700-79- 世代間接続番号（※） －△△△－〇〇〇－××××

東京事務所からは次のようにダイヤルします。

（県番号）　（局番号3桁）　（内線番号　桁数は様々）

79－7－ 世代間接続番号（※） －△△△－〇〇〇－××××

電話番号や利用方法は、自治体衛星通信機構のホームページ（http://www.lascom.or.jp）に掲載されています。

※世代間接続番号について分からない場合は、防災情報係までお尋ねください。

Ⅲ（移動局への発信）

農林、県土整備事務所の車載局などの移動局（77－×××）へも通話できます。

防災企画課防災情報係までお問い合わせください。

<問い合わせ>
総務部 防災危機管理局 防災企画課 防災情報係
内線 2485、2486、7024　防災 78-700-7024、78-700-2485、78-700-2486

令和6年度防災・行政電話番号　　本庁

（かけ方：78 － 局番 － 内線番号）　　（同一局番内へのかけ方：内線番号 のみ）

設置場所	局番	内線番号	備考
知事室	700	7000	
副知事室(秘書室)	〃	7001	
秘書室(知事室と切替)	〃	7000	
知事公舎	852	0	
〃 (FAX)	〃	1	
【総務部】			
部次長室	700	7010	
行政経営企画課	〃	7012	
人事課	〃	7013	
県民情報広報課	〃	7016	
【防災危機管理局】			
局長席	700	7029	
防災企画課			
課長席	700	***2480***	
企画監席	〃	7020	
防災企画係	〃	7021	
防災情報係	〃	7024	
原子力安全対策係	〃	***2487***	
国民保護係	〃	7022	
総括班	〃	***2488***	
消防防災指導課			
課長席	700	***2490***	
消防係	〃	7025	
防災指導係	〃	7023	
災害対策本部室	〃	7500	
〃	〃	7501	
〃	〃	7502	
〃	〃	7503	
〃	〃	7504	
〃	〃	7530	
〃	〃	7531	
〃	〃	7532	
〃	〃	7533	
ネットワーク管理室(統制室)	〃	7026	
FAX(災害対策本部室)	〃	7390	
FAX(設備操作室)	〃	7393	
FAX(ネットワーク管理室(統制室))	〃	7394	
宿直室	〃	7027	
衛星回線無線室	〃	7330	
〃	〃	7331	

設置場所	局番	内線番号	備考
【企画・地域振興部】			
総合政策課	700	7032	
【人づくり・県民生活部】			
社会活動推進課	700	7092	
【保健医療介護部】			
部長室	700	7040	
保健医療介護総務課	〃	7042	
【福祉労働部】			
福祉総務課	700	7082	
【環境部】			
環境政策課	700	7052	
【商工部】			
商工政策課	700	7062	
【農林水産部】			
部長室(秘書室)	700	7070	
農林水産政策課	〃	7072	
【県土整備部】			
部長室(秘書室)	700	7100	
県土整備総務課	〃	7102	
河川管理課	〃	7103	
砂防課	〃	7104	
道路維持課	〃	7105	
FAX	〃	7396	
【建築都市部】			
建築都市総務課	700	7112	
【会計管理局】			
会計課	700	7122	
【教育庁】			
総務企画課	700	7132	
【企業局】			
管理課	700	7142	
【県警本部】			
警備課	700	7202	
交通管制センター	〃	7203	
通信指令室	〃	7204	
【電話交換機室】			
電話交換機室	700	7349	
【県庁各課の庁内内線】			
	700	***XXXX***	
※「県庁電話番号簿」の「内線」欄を参照			
例：防災企画課防災情報係	700	***2486***	

県庁では庁内内線電話の利用可能

斜体は庁内内線番号

令和6年度防災・行政電話番号　　出先機関(1)　　農林事務所

（かけ方：78 － 局番 － 内線番号）　　（同一局番内へのかけ方：内線番号 のみ）

設置場所	局番	内線番号	備考
【農林事務所】			
福岡農林事務所		（福岡西総合庁舎）	
所長室	801	700	
	〃	***300***	
総務課長	〃	***302***	
総務課	〃	701	
	〃	***303***	
FAX（ 〃 ）	〃	760	
農山村振興課長	〃	***310***	
農業振興課長	〃	***350***	
農村整備第一課長	〃	***320***	
農村整備第二課長	〃	705	
	〃	***360***	
森林土木課長	〃	706	
	〃	***330***	
林業振興課長	〃	***340***	
災害和室	〃	***374***	
朝倉農林事務所		（朝倉総合庁舎）	
所長	816	700	
	〃	***200***	
総務課	〃	701	
総務課長	〃	***210***	
FAX（総務課）	〃	760	
農山村振興課長	〃	***220***	
	〃	703	
農業振興課長	〃	***230***	
農村整備第一課長	〃	***240***	
農村整備第二課長	〃	***250***	
農村整備第三課長	〃	***260***	
森林土木課長	〃	706	
	〃	***270***	
林業振興課長	〃	***280***	
災害和室	〃	***293***	
八幡農林事務所		（八幡総合庁舎）	
所長	702	700	
	〃	***500***	
総務課長	〃	701	
	〃	***510***	
FAX（総務課）	〃	760	
農山村・林業振興課長	〃	702	
	〃	***520***	
農村整備課長	〃	***540***	
森林土木課長	〃	708	
	〃	***560***	
林業振興課長	〃	***570***	
災害和室	〃	***593***	
北九州普及指導センター			
センター長	702	***300***	
地域振興課長	〃	***310***	
園芸畜産課長	〃	***321***	

設置場所	局番	内線番号	備考
飯塚農林事務所		（飯塚総合庁舎）	
所長	820	700	
	〃	***400***	
総務課長	〃	701	
	〃	***410***	
FAX（総務課）	〃	760	
農山村振興課長	〃	***420***	
農業振興課長	〃	***430***	
農村整備第一課長	〃	***440***	
農村整備第二課長	〃	705	
	〃	***450***	
森林土木課長	〃	706	
	〃	***460***	
林業振興課長	〃	***470***	
筑後農林事務所			
所長	803	***300***	
副所長	〃	***301***	
総務課長	〃	701	
	〃	***310***	
庶務係	〃	***311***	
会計係	〃	***314***	
FAX（総務課）	〃	760	
農山村振興課長	〃	***320***	
地域振興係	〃	***321***	
農地係	〃	***345***	
農業振興課長	〃	703	
	〃	***330***	
農業・金融係	〃	***331***	
畜産係	〃	***337***	
園芸特産・食の安全係	〃	***334***	
農村整備第一課長	〃	***340***	
管理係	〃	***341***	
計画係	〃	***343***	
農村整備第二課長	〃	705	
	〃	***350***	
整備第一係	〃	***352***	
整備第二係	〃	***357***	
整備第三係	〃	***354***	
農村整備第三課長	〃	***360***	
整備第一係	〃	***363***	
整備第二係	〃	***361***	
森林土木課長	〃	706	
	〃	***370***	
治山係	〃	***371***	
林道係	〃	***373***	
林業振興課長	〃	***380***	
林業振興係	〃	***381***	
普及係	〃	***383***	
災害和室	〃	***394***	

本ページ掲載の機関では庁内内線電話の利用可能　　***斜体は庁内内線番号***

令和6年度防災・行政電話番号　　出先機関(2)　　農林事務所・県土整備事務所

（かけ方：78 － 局番 － 内線番号）　　（同一局番内へのかけ方：内線番号 のみ）

設置場所	局番	内線番号	備考
行橋農林事務所		（行橋総合庁舎）	
所長室	814	700	
	〃	***400***	
総務課	〃	701	
	〃	703	
	〃	***410***	
FAX（ 〃 ）	〃	760	
農山村振興課	〃	708	
	〃	***460***	
農業振興課	〃	709	
	〃	***420***	
〃 補佐席	〃	702	
	〃	***423***	
農村整備第一課	〃	***440***	
農村整備第二課	〃	***450***	
森林土木課	〃	706	
	〃	***480***	
林業振興課	〃	***490***	
災害和室	〃	***503***	
京築普及指導センター			
センター長	814	***350***	
地域振興課	〃	***351***	
園芸畜産課	〃	***353***	

設置場所	局番	内線番号	備考
【県土整備事務所】			
福岡県土整備事務所		（粕屋総合庁舎）	
所長	810	710	
	〃	***400***	
総務課長	〃	711	
	〃	***403***	
FAX（総務課）	〃	761	
管理課長	〃	712	
	〃	***420***	
用地課長	〃	***470***	
道路課長	〃	713	
	〃	***430***	
筑紫野古賀線バイパス建設室長	〃	***435***	
河川砂防課長	〃	***440***	
都市施設整備課長	〃	***450***	
建築指導課長	〃	***460***	
災害和室	〃	***494***	
福岡県土整備事務所前原支所		（糸島総合庁舎）	
支所長	815	710	
	〃	***400***	
庶務課長	〃	712	
	〃	***401***	
工務課長	〃	713	
	〃	***406***	
FAX（庶務課長）	〃	761	
災害和室	〃	***414***	

本ページ掲載の機関では庁内内線電話の利用可能　　***斜体は庁内内線番号***

令和6年度防災・行政電話番号　　出先機関(3)　　県土整備事務所

（かけ方：78 － 局番 － 内線番号）　　（同一局番内へのかけ方：内線番号 のみ）

設置場所	局番	内線番号	備考
久留米県土整備事務所		（久留米総合庁舎）	
所長	811	710	
	〃	***500***	
総務課長	〃	711	
	〃	***510***	
総務係	〃	***513***	
会計係	〃	***516***	
FAX(総務課)	〃	761	
用地課長	〃	***520***	
管理係	〃	***594***	
用地係	〃	***525***	
災害用地係		***596***	
道路維持課長	〃	713	
	〃	***530***	
維持係	〃	***531***	
交通安全係	〃	***536***	
道路建設課長	〃	***540***	
建設第一係	〃	***541***	
建設第二係	〃	***544***	
河川砂防課長	〃	***550***	
河川係	〃	***551***	
砂防係	〃	***555***	
都市施設整備課長	〃	***560***	
災害事業センター長	〃	***504***	
災害事業第一課長	〃	***570***	
浸水対策第一係	〃	***571***	
浸水対策第二係	〃	***575***	
災害事業第二課長	〃	***580***	
災害河川係	〃	***581***	
災害砂防係	〃	***585***	
建築指導課長	〃	***565***	
建設宅建業係	〃	***566***	
建築審査係	〃	***568***	
南筑後県土整備事務所		（大牟田総合庁舎）	
所長	822	710	
	〃	***300***	
地域整備企画監	〃	***350***	
総務課長	〃	711	
	〃	***310***	
総務係	〃	***311***	
会計係	〃	***313***	
FAX(総務課)	〃	761	
用地課長	〃	***320***	
管理係	〃	***322***	
用地第一係	〃	***325***	
用地第二係	〃	***323***	
道路課長	〃	713	
	〃	***330***	
維持係	〃	***333***	
国道建設係	〃	***337***	
県道建設係	〃	***335***	

設置場所	局番	内線番号	備考
港湾河川課長	〃	***340***	
都市施設整備課長	〃	***360***	
災害和室	〃	***393***	
南筑後県土整備事務所柳川支所		（柳川総合庁舎）	
支所長室	812	710	
	〃	***500***	
庶務課	〃	711	
	〃	***510***	
道路維持課	〃	***530***	
FAX(道路維持課)	〃	761	
河川砂防課	〃	712	
	〃	***540***	
建築指導課	〃	***570***	
災害和室	〃	***596***	
直方県土整備事務所		（直方総合庁舎）	
所長室	813	***900***	
総務課長	〃	711	
	〃	***910***	
FAX(総務課)	〃	761	
用地課長	〃	***930***	
道路維持課長	〃	***940***	
道路維持課維持係長	〃	***920***	
道路建設課長	〃	***950***	
河川砂防課長	〃	***933***	
都市施設整備課長	〃	***935***	
建築指導課長	〃	***970***	
災害和室	〃	716	
	〃	***987***	
京築県土整備事務所		（豊前総合庁舎）	
所長	823	***300***	
副所長	〃	***301***	
総務課長	〃	***310***	
総務課	〃	711	
用地課長	〃	712	
	〃	***320***	
用地課	〃	714	
FAX(用地課)	〃	761	
維持課	〃	713	
道路課長	〃	***330***	
河川砂防課長	〃	***343***	
都市施設整備課長	〃	***340***	
建築指導課長	〃	***360***	
災害和室	〃	***385***	

本ページ掲載の機関では庁内内線電話の利用可能　　***斜体は庁内内線番号***

令和6年度防災・行政電話番号　　出先機関(4)　　県土整備事務所

（かけ方：78 － 局番 － 内線番号）　　（同一局番内へのかけ方：内線番号 のみ）

設置場所	局番	内線番号	備考
京築県土整備事務所行橋支所		（行橋総合庁舎）	
支所長	814	***300***	
庶務課長	〃	711	
	〃	***310***	
庶務課	〃	712	
FAX（庶務課）	〃	761	
工務課長	〃	713	
	〃	***303***	
災害和室	〃	716	
	〃	***384***	
朝倉県土整備事務所		（朝倉総合庁舎）	
所長	816	710	
	〃	***300***	
地域整備主幹	〃	***345***	
総務課長	〃	711	
	〃	***310***	
総務係長	〃	***311***	
用地課長	〃	712	
	〃	***320***	
管理係長	〃	***321***	
道路課長	〃	713	
	〃	***330***	
FAX（道路課）	〃	761	
河川砂防課長	〃	***340***	
建築指導課長	〃	***350***	
災害和室	〃	***364***	
災害事業センター			
※かけ方：78－816－360－（音が鳴った後）			
－0－（音が鳴った後）－内線番号＃			
災害センター長	〃	***400***	
災害用地係長	〃	***371***	
災害河川課長	〃	***390***	
災害砂防課長	〃	***395***	
災害和室	〃	***364***	

設置場所	局番	内線番号	備考
八女県土整備事務所		（八女総合庁舎）	
所長室	817	***300***	
企画班	〃	***313***	
総務課	〃	711	
	〃	***310***	
FAX（総務課）	〃	761	
用地課	〃	712	
	〃	***320***	
道路維持課	〃	713	
	〃	***329***	
道路建設課	〃	714	
	〃	***330***	
河川砂防課	〃	715	
	〃	***340***	
都市施設整備課	〃	***350***	
建築指導課	〃	***360***	
災害和室	〃	***380***	
北九州県土整備事務所		（八幡総合庁舎）	
所長	702	710	
	〃	***400***	
総務課	〃	711	
	〃	***430***	
FAX（　〃　）	〃	761	
企画班	〃	***439***	
用地課	〃	712	
	〃	***450***	
道路課	〃	713	
	〃	***460***	
河川砂防課	〃	***470***	
都市施設整備課	〃	***480***	
建築指導課	〃	715	
	〃	***440***	
災害和室	〃	***494***	
北九州県土整備事務所宗像支所		（宗像総合庁舎）	
支所長	824	***300***	
庶務課	〃	711	
庶務課長	〃	712	
	〃	***310***	
FAX（庶務課）	〃	761	
工務課	〃	713	
工務課長	〃	***330***	
災害和室	〃	***373***	

本ページ掲載の機関では庁内内線電話の利用可能　　***斜体は庁内内線番号***

令和6年度防災・行政電話番号　　出先機関(5)　　県土整備事務所

（かけ方：78 － 局番 － 内線番号）　　（同一局番内へのかけ方：内線番号 のみ）

設置場所	局番	内線番号	備考
田川県土整備事務所			
所長	819	710	
	〃	***901***	
副所長(事務)	〃	***902***	
(技術)	〃	***903***	
企画班	〃	***932***	
総務課長	〃	711	
	〃	***910***	
総務係	〃	***911***	
	〃	***912***	
	〃	***916***	
会計係	〃	***913***	
	〃	***914***	
用地課長	〃	***200***	
2階コピーファクシミリ室	〃	712	
FAX(2階コピーファクシミリ室)	〃	761	
管理係	〃	***201***	
	〃	***202***	
用地係	〃	***203***	
	〃	***204***	
	〃	***205***	
道路維持課長	〃	***270***	
維持係	〃	713	
	〃	***211***	
	〃	***212***	
	〃	***219***	
道路技術員	〃	***217***	
	〃	***218***	
交通安全係	〃	***213***	
	〃	***214***	
	〃	***250***	
道路建設課長	〃	***210***	
建設1係	〃	***215***	
	〃	***216***	
	〃	***269***	
建設2係	〃	***231***	
	〃	***232***	
河川砂防課長	〃	***220***	
河川係	〃	***221***	
	〃	***222***	
砂防係	〃	***223***	
	〃	***224***	
国道バイパス建設室長	〃	***240***	
道路改良係	〃	***241***	
	〃	***242***	
トンネル・橋梁係	〃	***243***	
	〃	***244***	
建築指導課長	〃	***920***	
〃　課	〃	***921***	
災害和室	〃	***265***	

設置場所	局番	内線番号	備考
飯塚県土整備事務所		(飯塚総合庁舎)	
所長	820	710	
	〃	***300***	
総務課	〃	711	
	〃	***310***	
FAX(総務課)	〃	761	
用地課長	〃	712	
	〃	***320***	
道路維持課長	〃	***330***	
	〃	713	
道路建設課長	〃	***350***	
河川砂防課長	〃	***340***	
都市施設整備課長	〃	***370***	
建築指導課長	〃	***360***	
災害和室	〃	***383***	
那珂県土整備事務所		(筑紫総合庁舎)	
所長	821	710	
	〃	***200***	
総務課長	〃	711	
	〃	***210***	
用地課長	〃	712	
	〃	***220***	
FAX(用地課)	〃	761	
道路課長	〃	713	
	〃	***230***	
河川砂防課長	〃	***240***	
都市施設整備課長	〃	***250***	
建築指導課長	〃	***260***	
災害和室	〃	***293***	

本ページ掲載の機関では庁内内線電話の利用可能　　***斜体は庁内内線番号***

令和6年度防災・行政電話番号　　出先機関(6)　　保健福祉環境事務所

（かけ方：78 － 局番 － 内線番号）　　（同一局番内へのかけ方：内線番号 のみ）

設置場所	局番	内線番号	備考
【保健福祉環境事務所】			
筑紫保健福祉環境事務所		（筑紫総合庁舎）	
所長	821	***400***	
保健監	〃	***405***	
副所長	〃	***401***	
環境長	〃	***420***	
総務企画課長	〃	751	
	〃	***410***	
総務係	〃	***411***	
	〃	***412***	
企画指導係	〃	***413***	
	〃	***414***	
健康増進課長	〃	***430***	
健康増進係	〃	***431***	
	〃	***432***	
	〃	***445***	
精神保健係	〃	***438***	
	〃	***439***	
	〃	***443***	
保健衛生課長	〃	***402***	
食品衛生係	〃	***417***	
	〃	***418***	
	〃	***419***	
生活衛生係	〃	***423***	
	〃	***424***	
感染症係	〃	***433***	
	〃	***434***	
社会福祉課長	〃	***404***	
社会福祉課	〃	***435***	
	〃	***436***	
	〃	***437***	
保健衛生課感染症係	〃	***403***	
保健衛生課食品衛生係	〃	***415***	
検査課長	〃	***450***	
検査課	〃	***451***	
地域環境課長	〃	***425***	
地域環境課	〃	***426***	
	〃	***427***	
環境指導課長	〃	***440***	
環境指導課	〃	***444***	
	〃	***441***	
	〃	***442***	
	〃	***428***	
FAX(2F)	〃	***593***	
FAX(4F)	〃	***574***	
粕屋保健福祉事務所			
所長	900	71	
総務企画課	〃	70	

設置場所	局番	内線番号	備考
糸島保健福祉事務所		（糸島総合庁舎）	
所長	815	***300***	
保健監	〃	***301***	
副所長兼総務企画課長	〃	***302***	
総務企画課(総務係)	〃	752	
	〃	***303***	
総務企画課(企画指導係)	〃	751	
	〃	***305***	
社会福祉課長	〃	***320***	
健康増進課長	〃	***340***	
保健衛生課長	〃	***332***	
宗像・遠賀保健福祉環境事務所		（宗像総合庁舎）	
所長	824	***200***	
保健監	〃	***202***	
副所長兼総務企画課長	〃	***201***	
	〃	751	
総務係	〃	***210***	
企画指導係	〃	***214***	
健康増進課長	〃	***280***	
健康増進係	〃	***283***	
精神保健係	〃	***285***	
保健衛生課長	〃	***220***	
食品衛生係	〃	***221***	
生活衛生係	〃	***224***	
感染症係	〃	***229***	
環境長	〃	***230***	
地域環境課長	〃	***231***	
地域環境課	〃	***232***	
環境指導課長	〃	***234***	
環境指導第一係	〃	***235***	
環境指導第二係	〃	***237***	
災害和室	〃	***373***	
宗像・遠賀保健福祉環境事務所遠賀分庁舎			#
社会福祉課	901	70	
FAX(〃)	〃	75	
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所		（飯塚総合庁舎）	
所長	820	***200***	
保健監	〃	***202***	
副所長兼総務企画課長	〃	***201***	
総務企画課 総務係	〃	***210***	
企画指導係	〃	***218***	
健康増進課	〃	***220***	
健康増進係	〃	***221***	
精神保健係	〃	***226***	
保健衛生課	〃	***250***	
食品衛生係	〃	***253***	
生活衛生係	〃	***255***	
感染症係	〃	***251***	
環境長	〃	***960***	
地域環境課	〃	***970***	

総合庁舎、＊＃の機関では庁内内線電話の利用可能　　***斜体は庁内内線番号***

令和6年度防災・行政電話番号　　出先機関(7)　　保健福祉環境事務所

（かけ方：78 － 局番 － 内線番号）　　（同一局番内へのかけ方：内線番号 のみ）

設置場所	局番	内線番号	備考
環境指導課	〃	980	
環境指導第一係	〃	981	
環境指導第二係	〃	983	
環境指導第三係	〃	985	
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所直方分庁舎		（直方総合庁舎）	
副所長	813	300	
社会福祉課	〃	320	
	〃	741	
児童家庭係	〃	321	
高齢・障がい福祉係	〃	325	
保護課	〃	340	
保護第一係	〃	341	
保護第二係	〃	351	
監査指導課	〃	310	
田川保健福祉事務所		（田川総合庁舎）	
防災電話	832	740	
FAX（防災FAX）	〃	763	
所長	〃	300	
保健監	〃	301	
副所長(3F)	〃	302	
副所長(4F)	〃	303	
総務企画課長	〃	394	
総務企画課(総務係)	〃	305	
総務企画課(医療扶助係)	〃	312	
総務企画課(企画指導係)	〃	304	
社会福祉課	〃	317	
健康増進課(健康増進係)	〃	321	
健康増進課(精神保健係)	〃	319	
保健衛生課(食品衛生係)	〃	382	
保健衛生課(生活衛生係)	〃	387	
保健衛生課(感染症係)	〃	380	
監査指導課	〃	318	
検査課	〃	324	
保護第1課	〃	331	
保護第2課	〃	341	
保護第3課	〃	351	
保護第4課	〃	361	
保護第5課	〃	371	
保護第6課	〃	356	
北筑後保健福祉環境事務所		（朝倉総合庁舎）	
所長	816	400	
保健監	〃	401	
副所長	〃	402	
総務企画課	〃	751	
総務企画課長	〃	410	
保健衛生課長	〃	420	
健康増進課長	〃	470	
保護課長	〃	430	

設置場所	局番	内線番号	備考
北筑後保健福祉環境事務所久留米分庁舎		（久留米総合庁舎）	
防災電話	811	751	
環境長	〃	350	
社会福祉課長	〃	344	
環境課長	〃	351	
検査課長	〃	360	
南筑後保健福祉環境事務所		（柳川総合庁舎）	
所長室	812	200	
保健監	〃	201	
副所長兼総務企画課長	〃	202	
総務企画課 総務係	〃	743	
	〃	211	
企画指導係	〃	216	
健康増進課長	〃	240	
健康増進課 健康増進係	〃	244	
健康増進課 疾病対策係	〃	247	
精神保健係	〃	221	
保健衛生課長	〃	260	
保健衛生課 食品衛生第一係	〃	261	
食品衛生第二係	〃	264	
生活衛生係	〃	271	
感染症係	〃	231	
南筑後保健福祉環境事務所八女分庁舎		（八女総合庁舎）	
所長	817	200	
副所長	〃	201	
社会福祉課	〃	751	
社会福祉課長	〃	210	
社会福祉課 児童家庭係	〃	213	
〃 高齢・障がい福祉係	〃	215	
保護課長	〃	220	
監査指導課	〃	752	
監査指導課長	〃	510	
環境長	〃	501	
地域環境課	〃	753	
地域環境課長	〃	520	
環境指導課長	〃	530	
京築保健福祉環境事務所		（行橋総合庁舎）	
所長	814	600	
保健監	〃	601	
副所長	〃	602	
環境長	〃	603	
総務企画課	〃	751	
総務企画課長	〃	610	
健康増進課長	〃	640	
保健衛生課長	〃	630	
社会福祉課長	〃	660	
保護第一課長	〃	670	
保護第二課長	〃	675	
環境課長	〃	620	

本ページ掲載の機関では庁内内線電話の利用可能　　*斜体は庁内内線番号*

令和6年度防災・行政電話番号　　出先機関(8)　　県税事務所

（かけ方：78 － 局番 － 内線番号）　　（同一局番内へのかけ方：内線番号 のみ）

設置場所	局番	内線番号	備考
【県税事務所】			
博多県税事務所	（コネクトスクエア博多2･3F）		
課税第一課長	914	70	
課税第三課長	〃	74	
東福岡県税事務所		（粕屋総合庁舎）	
所長	810	***200***	
副所長	〃	***201***	
課税第一課長	〃	***210***	
課税第二課長	〃	***220***	
収税第一課長	〃	***230***	
収税第二課長	〃	***250***	
西福岡県税事務所		（福岡西総合庁舎）	
所長	801	***200***	
副所長	〃	***201***	
課税第一課長	〃	***202***	
総務係	〃	731	
課税第二課長	〃	***243***	
収税第一課長	〃	***210***	
収税第二課長	〃	***230***	
筑紫県税事務所		（筑紫総合庁舎）	
所長	821	***300***	
副所長	〃	731	
	〃	***310***	
課税課	〃	***312***	
収税第一課長	〃	***320***	
収税第二課長	〃	***330***	

設置場所	局番	内線番号	備考
北九州東県税事務所		（小倉総合庁舎）	
所長	830	730	
	〃	***200***	
副所長	830	***201***	
課税第一課	〃	731	
課税第一課長	〃	***210***	
課税第二課長	〃	***220***	
収税第一課長	〃	***250***	
収税第二課長	〃	***240***	
FAX（課税第一課）	〃	762	
北九州西県税事務所			○
所長	911	70	
田川県税事務所		（田川総合庁舎）	
所長	832	***200***	
次長	〃	***220***	
事務室（資料室）	〃	731	
飯塚・直方県税事務所		（飯塚総合庁舎）	
所長	820	***500***	
副所長	〃	731	
課税第一課長	〃	***510***	
総務係	〃	***511***	
課税第二課長	〃	***520***	
収税第一課長	〃	***530***	
収税第二課長	〃	***533***	

本ページ掲載の機関では庁内内線電話の利用可能　　***斜体は庁内内線番号***

令和6年度防災・行政電話番号　　出先機関(9)　　県税事務所

（かけ方：78 － 局番 － 内線番号）　　（同一局番内へのかけ方：内線番号 のみ）

設置場所	局番	内線番号	備考
久留米県税事務所		（久留米総合庁舎）	
所長	811	***400***	
副所長	〃	***401***	
	〃	731	
課税第一課長	〃	***410***	
課税第二課長	〃	***420***	
収税第一課長	〃	***450***	
収税第二課長	〃	***440***	
朝倉地区県税相談窓口（朝倉総合庁舎）	816	***501***	

設置場所	局番	内線番号	備考
大牟田県税事務所		（大牟田総合庁舎）	
所長	822	***200***	
次長	〃	731	
	〃	***201***	
税務主幹	〃	***220***	
大牟田県税事務所山門地区相談窓口		（柳川総合庁舎）	
山門地区相談窓口	812	***310***	
筑後県税事務所			
次長	952	71	
行橋県税事務所		（行橋総合庁舎）	
所長	814	***200***	
次長	〃	731	
	〃	***220***	

本ページ掲載の機関では庁内内線電話の利用可能　　***斜体は庁内内線番号***

令和6年度防災・行政電話番号　出先機関(10)　ダム・中小企業振興事務所・教育事務所

（かけ方：78 － 局番 － 内線番号）　（同一局番内へのかけ方：内線番号 のみ）

設置場所	局番	内線番号	備考
【ダム管理出張所】			
日向神ダム			#
管理出張所	700	7400	
	〃	7401	
	〃	7402	
FAX	〃	7405	
南畑・五ケ山ダム			#
管理出張所	700	7410	
	〃	7411	
FAX	〃	7415	
力丸・犬鳴ダム			#
管理出張所	700	7420	
	〃	7421	
FAX	〃	7425	
油木ダム			#
管理出張所	700	7430	
	〃	7431	
FAX	〃	7435	
ます渕ダム			#
管理出張所	700	7440	
	〃	7441	
FAX	〃	7445	
陣屋ダム			#
管理出張所	700	7450	
	〃	7451	
FAX	〃	7455	
瑞梅寺ダム			#
管理出張所	700	7460	
	〃	7461	
FAX	〃	7465	
山神・牛頸・北谷ダム			#
管理出張所	700	7470	
	〃	7471	
FAX	〃	7475	
鳴淵・猪野ダム			#
管理出張所	700	7480	
	〃	7481	
FAX	〃	7485	
福智山ダム			#
管理出張所	700	7490	
	〃	7491	
FAX	〃	7495	
藤波ダム			#
管理出張所	700	7406	
	〃	7407	
FAX	〃	7408	
伊良原ダム			#
管理出張所	700	7416	
	〃	7419	
FAX	〃	7418	

設置場所	局番	内線番号	備考
【中小企業振興事務所】			
福岡中小企業振興事務所			○
事務室	940	70	
久留米中小企業振興事務所			#
事務室	941	0	
飯塚中小企業振興事務所			
事務室	943	70	
所長室	〃	71	
北九州中小企業振興事務所			#
事務室	942	0	
事務室(FAX)	〃	75	
【教育事務所】			
福岡教育事務所			◆
総務課	950	70	
北九州教育事務所			#
総務課	955	70	
北筑後教育事務所			○
所長	953	71	
総務課	〃	70	
南筑後教育事務所			
総務課	952	70	
筑豊教育事務所			#
所長	951	71	
総務課	〃	70	
京築教育事務所			#
総務課	954	70	

＊＃◆○の機関では庁内内線電話の利用可能

斜体は庁内内線番号

令和6年度防災・行政電話番号　出先機関(11)

（かけ方：78 － 局番 － 内線番号）

設置場所	局番	内線番号	備考
【水産海洋技術センター】			
水産海洋技術センター			○
管理棟1階　事務室	920	70	
管理棟2階　会議室	〃	71	
研究棟2階　研究部	〃	72	
有明海研究所			＃
のり養殖課(庶務)	921	70	
豊前海研究所			＃
漁業資源課(庶務)	922	70	
【東京事務所】			○
※衛星回線でのかけ方:79－048－300－340－内線番号			
総務課	340	***201***	
会議室	〃	712	
FAX	〃	750	
	（防災企画課が設置したもの）		
【消防学校】			○
教官室・事務室	850	70	
FAX(　〃　)	〃	75	
【苅田港務所】			＃
港務所	970	0	
庶務課(転送不可)	〃	70	
FAX(庶務課)	〃	75	
【流域下水道事務所】		（筑紫総合庁舎）	
所長室	821	***500***	
庶務課長	〃	729	
〃	〃	***510***	
工務課長	〃	***520***	
設備課長	〃	***530***	
【保健環境研究所】			＊
大気課	944	70	
FAX(大気課)	〃	75	

総合庁舎、＊＃◆○の機関では庁内内線電話の利用可能

水産海洋技術センター・その他

（同一局番内へのかけ方：内線番号 のみ）

設置場所	局番	内線番号	備考
県庁	700	***XXXX***	
※「県庁電話番号簿」の「内線」欄を参照			
【総合庁舎の各事務所の庁内内線】			
田川総合庁舎	832	***XXX***	
直方総合庁舎	813	***XXX***	
飯塚総合庁舎	820	***XXX***	
八女総合庁舎	817	***XXX***	
柳川総合庁舎	812	***XXX***	
小倉総合庁舎	830	***XXX***	
豊前総合庁舎	823	***XXX***	
八幡総合庁舎	702	***XXX***	
朝倉総合庁舎	816	***XXX***	
行橋総合庁舎	814	***XXX***	
筑紫総合庁舎	821	***XXX***	
福岡西総合庁舎	801	***XXX***	
糸島総合庁舎	815	***XXX***	
粕屋総合庁舎	810	***XXX***	
宗像総合庁舎	824	***XXX***	
大牟田総合庁舎	822	***XXX***	
久留米総合庁舎	811	***XXX***	
※「出先機関電話番号簿」の「防災・行政電話」欄を参照			
【吉塚合同庁舎の各事務所の庁内内線】			
吉塚合同庁舎	700-81	***XXXX***	
※「吉塚合同庁舎電話番号」の「専用線」欄を参照			
「専用線」欄の81以降の下4桁が内線番号です			

斜体は庁内内線番号

令和6年度防災・行政電話番号　　市町村(1)

（かけ方：78 － 局番 － 内線番号）　　（同一局番内へのかけ方：内線番号 のみ）

設置場所	局番	内線番号	備考
【市町村】			
福岡市			＊
市民局 防災･危機管理部	201	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
北九州市			
危機管理室危機管理課	100	70	
FAX（ 〃 ）	100	75	
大牟田市			＊
防災危機管理室	202	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
当直室	〃	72	
久留米市			
防災対策課	203	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
中央監視室	〃	72	
直方市			
防災･地域安全課	204	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
飯塚市			＃
防災安全課	205	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
宿直室	〃	72	
田川市			＊
安全安心まちづくり課	206	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
宿直室	〃	72	
柳川市			
総務課	207	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
警備員室	〃	72	
八女市			＊
防災安全課	210	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
宿直室	〃	72	
筑後市			
防災安全課	664	74	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
大川市			＊
地域支援課	212	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
宿直室	〃	72	

設置場所	局番	内線番号	備考
行橋市			＃
総務課	213	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
宿直室	〃	72	
豊前市			＃
総務課	214	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
宿直室	〃	72	
中間市			＃
安全安心まちづくり課	215	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
宿直室	〃	72	
小郡市			＃
防災安全課	216	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
農業振興課	〃	72	
筑紫野市			＊
危機管理課	217	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
守衛室	〃	72	
春日市			
安全安心課	218	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
経営企画部長	〃	71	
中央監視室	〃	72	
大野城市			＃
危機管理課	219	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
守衛室	〃	72	
宗像市			
危機管理課	220	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
災害対策本部(第二委員会室)	〃	71	
警備員室	〃	72	
太宰府市			＊
防災安全課	221	71	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
警備員室	〃	72	
古賀市			＃
総務課	223	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
宿直室	〃	72	

＊＃◆〇の機関では庁内内線電話の利用可能

令和6年度防災・行政電話番号　　市町村(2)

（かけ方：78 － 局番 － 内線番号）　　（同一局番内へのかけ方：内線番号 のみ）

設置場所	局番	内線番号	備考
福津市			＊
防災安全課	362	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
警備員室	〃	72	
うきは市			◆
市民協働推進課	481	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
管理室	〃	72	
宮若市			＊
総務課	403	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
宿直室	〃	72	
嘉麻市			
防災対策課	423	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
管理人室	〃	72	
朝倉市			＃
防災交通課	209	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
警備員室	〃	72	
みやま市			＊
総務課	561	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
当直室	〃	72	
糸島市			＃
危機管理課	222	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
災害対策運営室	〃	71	
管理人室	〃	72	
那珂川市			＊
安全安心課	305	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
管理人室	〃	72	
宇美町			＃
危機管理課	341	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
宿直室	〃	72	
篠栗町			＊
総務課	342	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
警備員室	〃	72	
志免町			＃
生活安全課	343	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
警備員室	〃	72	

設置場所	局番	内線番号	備考
須恵町			
総務課	344	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
警備員室	〃	72	
新宮町			
地域協働課	345	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
管理人室	〃	72	
久山町			＊
総務課	348	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
控室	〃	72	
粕屋町			＃
総務課	349	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
管理人室	〃	72	
芦屋町			＊
総務課	381	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
守衛室	〃	72	
水巻町			＃
総務課	382	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
警備員室	〃	72	
岡垣町			＃
地域づくり課	383	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
警備室	〃	72	
遠賀町			＊
総務課	384	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
警備員室	〃	72	
小竹町			＊
総務課	401	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
宿直室	〃	72	
鞍手町			＊
まちづくり課	402	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
宿直室	〃	72	
桂川町			＊
総務課	421	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
管理人室	〃	72	
筑前町			＃
環境防災課	444	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
警備員室	〃	72	

＊＃◆〇の機関では庁内内線電話の利用可能

令和6年度防災・行政電話番号　　市町村(3)

（かけ方：78 － 局番 － 内線番号）　　（同一局番内へのかけ方：内線番号 のみ）

設置場所	局番	内線番号	備考
東峰村			#
総務企画課	446	70	
FAX(応接室)	〃	75	
宿直室	〃	72	
大刀洗町			#
総務課	503	70	
FAX(〃)	〃	75	
警備員室	〃	72	
大木町			
総務課	522	70	
FAX(〃)	〃	75	
警備員室	〃	72	
広川町			
企画課	544	70	
FAX(〃)	〃	75	
宿直室	〃	72	
香春町			*
総務課	601	70	
FAX(〃)	〃	75	
宿直室	〃	72	
添田町			#
防災管理課	602	70	
FAX(〃)	〃	75	
住民課	〃	71	
管理人室	〃	72	
糸田町			*
防災管財課	604	70	
FAX(〃)	〃	75	
健康福祉課	〃	71	
当直室	〃	72	
川崎町			*
防災管財課	605	70	
FAX(〃)	〃	75	
警備室	〃	72	
大任町			#
総務企画財政課	608	70	
FAX(〃)	〃	75	
宿直室	〃	72	
赤村			#
総務課	609	70	
FAX(〃)	〃	75	
宿直室	〃	72	

設置場所	局番	内線番号	備考
福智町			*
防災管理・管財課	603	70	
FAX(〃)	〃	75	
宿直室	〃	72	
苅田町			*
総務課危機管理室	621	70	
FAX(〃)	〃	75	
みやこ町			
総務課	623	70	
FAX(〃)	〃	75	
管理人室	〃	72	
吉富町			#
未来まちづくり課	642	70	
FAX(未来まちづくり課・宿直室)	〃	75	
宿直室	〃	72	
上毛町			*
総務課	644	70	
FAX(〃)	〃	75	
宿直室	〃	72	
築上町			*
総務課	641	70	
FAX(〃)	〃	75	
会議室	〃	71	
宿直室	〃	72	

＊＃◆〇の機関では庁内内線電話の利用可能

令和6年度防災・行政電話番号　　消防機関

（かけ方：78 － 局番 － 内線番号）　　（同一局番内へのかけ方：内線番号 のみ）

設置場所	局番	内線番号	備考
【消防機関】			
北九州市消防局			
消防指令センター	100	71	
FAX（ 〃 ）	〃	72	
福岡市消防局			＊
災害救急指令センター	130	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
筑紫野太宰府消防本部			＃
通信室	650	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
事務室	〃	71	
春日・大野城・那珂川消防本部			＃
災害対策室	651	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
宗像地区消防本部			＊
通信室	652	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
糸島市消防本部			
指令室	653	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
粕屋南部消防本部			＊
警防課	654	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
救急課	〃	72	
粕屋北部消防本部			＃
災害対策室	655	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
中間市消防本部			＃
指令室	656	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
遠賀郡消防本部			＃
指令室	657	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
久留米広域消防本部			
代表（消防本部4階）	658	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
甘木・朝倉消防本部			
作戦室	659	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
大牟田市消防本部			＃
警防課	661	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
柳川市消防本部			
情報通信室	662	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
警防課	〃	71	
八女消防本部			
指令情報班	663	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
筑後市消防本部			＊
指令室	664	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	

設置場所	局番	内線番号	備考
みやま市消防本部			
通信指令室	666	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
災害対策室	〃	72	
直方市消防本部			＊
指令室	667	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
飯塚地区消防本部			
指令課	668	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
田川地区消防本部			
指令課通信指令室	669	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
副署長	〃	71	
本部総務課	〃	72	
直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部			
通信指令室	670	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
行橋市消防本部			
通信指令室	671	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
警防課	〃	71	
京築広域圏消防本部			
警防課指令係	672	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	
苅田町消防本部			
通信指令室	621	76	
筑後地域消防指令センター			
指令管制室	674	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	

＊＃◆〇の機関では庁内内線電話の利用可能

令和6年度防災・行政電話番号　防災関係機関

（かけ方：78 － 局番 － 内線番号）

設置場所	局番	内線番号	備考
【防災関係機関】			
福岡管区気象台			
予報現業室	981	70	
FAX（ 〃 ）	〃	75	

260M無線局（かけ方：77 － 局番 － 内線番号）

設置場所	局番	内線番号	備考
【防災関係機関】			
第七管区海上保安本部			
運用司令センター	985	70	
環境防災課	〃	71	
警備課	〃	72	
刑事課	〃	73	
陸上自衛隊第4師団司令部			
第3部防衛班	983	70	
第2部情報班	〃	71	
司令部当直室	〃	72	
作戦準備室	〃	73	
航空自衛隊			
西空司令部当直幕僚室	984	70	主に夜間休日
西空司令部防衛部	〃	71	
西警団防衛部	〃	72	
西警団当直室	〃	73	主に夜間休日
西警団指揮所	〃	74	
日本赤十字社福岡県支部			
事務室	980	0	
NHK福岡放送局			
ﾆｭｰｽｾﾝﾀｰ報道ﾌﾛｱ	982		内線無

令和6年度防災・行政電話番号　　サーベイメータ設置機関

（かけ方：78 － 局番 － 内線番号）

設置場所	局番	内線番号	備考
【サーベイメータ設置機関】			
計量検定所			
コピー室	961	70	
FAX（コピー室）	〃	75	
工業技術センターインテリア研究所			
事務室	962	70	
FAX（事務室）	〃	75	
福岡普及指導センター			＊
情報センター	963	70	
FAX（情報センター）	〃	75	
南筑後普及指導センター			＃
情報センター	964	70	
FAX（情報センター）	〃	75	
農林業総合試験場			＊
総務課	965	70	
FAX（総務課）	〃	75	
農林業総合試験場資源活用研究センター			＃
苗木・花き部事務室	966	70	
FAX（苗木・花き部事務室）	〃	75	
北部家畜保健衛生所			＃
事務室	967	70	
FAX（事務室）	〃	75	
九州歴史資料館			＃
総務室	968	70	
FAX（総務室）	〃	75	
門司学園高等学校			＃
事務室	969	70	
FAX（事務室）	〃	75	
福岡女子大学			＊
事務室A	971	70	
FAX（事務室A）	〃	75	
北筑前普及指導センター			＊
情報センター	973	70	
FAX（情報センター）	〃	75	

＊＃◆〇の機関では庁内内線電話の利用可能

災害時応援協定締結一覧

項目	協定名称 ※(　)内は締結日順の連番	締結先	締結日	内容	協定運用担当課 (災害時担当班)
相互応援協定	災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定(3)	県内全市町村	平成17年4月26日	・食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ・救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ・救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ・被災者の一時収容のための施設の提供 ・被災傷病者の受入れ ・遺体の火葬のための施設の提供 ・ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供 ・ボランティアの受付及び活動調整	危機管理課 (本部班)
	岩手県奥州市及び福岡県大野城市災害時相互応援協定(28)	岩手県奥州市	平成29年3月23日	・応援職員の派遣 ・生活物資や資機材等の提供	危機管理課 (本部班)
	兵庫県芦屋市・福岡県大野城市災害時相互応援協定(33)	兵庫県芦屋市	平成29年11月14日	・応援職員の派遣 ・生活必需物資や資機材等の提供	危機管理課 (本部班)
	福岡県大野城市・熊本県菊池市災害時相互応援協定(35)	熊本県菊池市	平成30年8月16日	・応援職員の派遣 ・生活必需物資や資機材等の提供	危機管理課 (本部班)
医療・医薬品関連	大野城市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定(36)	一般社団法人 筑紫医師会	平成31年1月25日	・医療救護チームの派遣	健康課 (医療救護班)
	大野城市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定(39)	一般社団法人 筑紫薬剤師会	令和2年7月2日	・救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ・救護所等における医薬品の管理 ・医薬品等に関する相談業務 ・医薬品の確保への協力 ・避難所における公衆衛生管理・検査・助言 ・医療チームへの同行	健康課 (医療救護班)
	大野城市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定(39)	一般社団法人 筑紫歯科医師会	令和5年2月7日	・傷病者等への応急医療処置及び口腔ケア ・傷病者等の後方支援医療機関への転送の要否及び転送順位の決定及び転送支援 ・転送困難な傷病者及び軽易な傷病者等に対する歯科治療 ・被災住民等に対する歯科保健指導 ・遺体の身元確認作業に関する協力 ・甲が開設する救護所等への巡回歯科医療、口腔ケア、歯科保健指導等	健康課 (医療救護班)
食糧関連	災害時における物資の供給に関する協定(17)	筑紫農業協同組合	平成26年10月20日	・食料品、日用品等の物資の提供及び運搬	財政課 (財政調達班)
	災害時における支援協力に関する協定(24)	イオン九州㈱	平成28年8月18日	・食料品、日用品等の物資の提供及び運搬	財政課 (財政調達班)
	災害時における食料の供給に関する協定(25)	㈱リョーユーパン	平成28年12月5日	・食料品の提供及び運搬	財政課 (財政調達班)
		㈱ヤマキフーズ	平成28年12月5日		財政課 (財政調達班)
	災害時における食品及びアレルギー対応等特殊食品の供給に関する協定(40)	株式会社クロワッサン	令和3年3月29日	・食品及びアレルギー対応等特殊食品の提供及び運搬	財政課 (財政調達班)
	災害時における支援協力に関する協定(45)	株式会社マルキョウ	令和5年9月4日	・食料品、日用品等の物資の提供及び運搬	財政課 (財政調達班)
生活必需品・日用品関連	災害時における地図製品等の供給等に関する協定(16)	㈱ゼンリン	平成26年10月7日	・備蓄用地図の提供 ・複製利用許諾の提供 ・WEB住宅地図の提供	危機管理課 (本部班)
	災害時における物資の調達及び供給に関する協定(37)	株式会社グッデイ	令和元年6月21日	・作業用品や日用品等の物資調達及び供給	財政課 (財政調達班)
	災害時における物資供給に関する協定(48)	NPOコメリ災害対策センター	令和5年10月30日	・作業用品や日用品等の物資調達及び供給	財政課 (財政調達班)
	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定(8)	福岡県職員研修所 福岡県自治振興組合	平成25年2月1日	・避難所開設及び運営協力	福祉サービス課 (福祉班)
	大野城市における大規模な災害時の応援に関する協定(9)	国土交通省九州地方整備局 福岡国道事務所	平成25年8月23日	・所管施設の被害状況の把握 ・情報連絡網の構築 ・現地情報連絡員(リエゾン)の派遣 ・災害応急措置	危機管理課 (本部班)
	筑紫中央高校の避難所利用に関する協定(10)	福岡県立筑紫中央高等学校	平成25年9月27日	・避難所としての施設利用	教育政策課 (避難対策班)

災害時応援協定締結一覧

項目	協定名称 ※(　)内は締結日順の連番	締結先	締結日	内容	協定運用担当課 (災害時担当班)
災害応急活動支援・避難所関連	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定(11)	株式会社ウェルフェアネット グループホーム さわやかテラス大野城中央	平成25年12月18日	・福祉避難所開設、運営 ・災害時要援護者の受入れ	介護支援課 (福祉班)
		株式会社ウェルフェアネット グループホーム さわやかテラス大野城			介護支援課 (福祉班)
		株式会社　裕生堂 グループホーム 陽だまり倶楽部東大利			介護支援課 (福祉班)
		株式会社　裕生堂 グループホーム 陽だまり倶楽部			介護支援課 (福祉班)
		株式会社　裕生堂 有料老人ホーム 木もれ日の館			介護支援課 (福祉班)
		特定医療法人社団三光会 介護老人保健施設カトレア			介護支援課 (福祉班)
		株式会社シダー ラ・ナシカ　おとがな			介護支援課 (福祉班)
		株式会社データベース グループホーム 我楽			介護支援課 (福祉班)
		医療法人同仁会 介護老人保健施設くすの郷			介護支援課 (福祉班)
		株式会社のいえ のいえ大野城南			介護支援課 (福祉班)
		ヒューマンライフケア株式会社 ヒューマンライフケア 大野城の宿			介護支援課 (福祉班)
		社会福祉法人宝満福祉会 グループホーム 宝満ラポール大野城			介護支援課 (福祉班)
		社会福祉法人悠生会 特別養護老人ホーム 悠生園			介護支援課 (福祉班)
	大野城市内における災害時の応急対策業務に関する基本協定(13)	筑紫地区ビル管理事業協同組合	平成26年4月9日	応急対策業務での清掃・消毒等の処置等	危機管理課 (本部班)
	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定(18)	障害者支援施設　まどか園	平成27年1月28日	・福祉避難所開設、運営 ・災害時要援護者の受入れ	介護支援課 (福祉班)
		はまゆうワークセンター大野城			介護支援課 (福祉班)
		パルテールはまゆう			介護支援課 (福祉班)
	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定(21)	社会福祉法人仁風会 グループホーム　オリーブ	平成27年12月9日	・福祉避難所開設、運営 ・災害時要配慮者の受入れ	介護支援課 (福祉班)
	災害時における避難所等の支援に関する協定(23)	NPO法人共働のまち大野城	平成28年4月1日	・コミュニティセンターを避難所等として利用する際の開設及び運営の支援	各地域行政センター (避難対策班)
	災害時における避難所等の支援に関する協定(29)	公益財団法人大野城市スポーツ協会	平成29年6月12日	・避難所開設、運営 ・物資集配拠点の開設 ・臨時ヘリポートの開設	スポーツ課 (避難対策班)
	災害時における避難所等の支援に関する協定(42)	各区自主防災組織	令和4年4月1日	・避難所運営支援	危機管理課 (本部班)
ボランティア活動	災害時におけるボランティアセンターの設置及び福祉避難所の支援に関する協定(22)	社会福祉法人 大野城市社会福祉協議会	平成27年12月18日	・災害ボランティアセンターの設置 ・福祉避難所の支援	福祉サービス課 (福祉班)
緊急輸送	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定(34)	佐川急便㈱筑紫野営業所 ヤマト運輸㈱大野城支店	平成30年3月19日	・物資集配拠点の管理、運営 ・物資集配拠点から避難所等への物資輸送 ・必要資機材の貸与と作業者の派遣 ・物資集配拠点として営業所等の活用 ・災害対策本部等への社員の派遣（物資輸送等に関する連絡調整や助言）	財政課 (財政調達班)
					財政課 (財政調達班)
	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定(46)	九州福山通運株式会社	令和5年10月3日	・避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施 ・配送時における被災者の物資ニーズの収集 ・市から指示のあった物資集配拠点における荷役作業の実施 ・荷役作業に必要な人員及び機材の提供	財政課 (財政調達班)
	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定(49)	九州西濃運輸株式会社	令和5年11月16日	・避難所等への支援物資の配送 ・被災者の物資ニーズの収集 ・物資集配拠点における荷役作業の実施 ・荷役作業に必要な人員及び機材の提供	財政課 (財政調達班)
廃棄物	一般廃棄物の処理に関する相互協力協定(2)	福岡市、春日市、筑紫野市 太宰府市、那珂川町、 春日大野城衛生施設組合 大野城太宰府環境施設組合 両筑衛生施設組合 筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	平成14年7月1日	地震、風水害等や処理施設の事故等により一般廃棄物の適正な処理が困難となったときの相互協力による一般廃棄物（し尿（浄化槽汚泥を含む。）及び

災害時応援協定締結一覧

項目	協定名称 ※(　)内は締結日順の連番	締結先	締結日	内容	協定運用担当課 (災害時担当班)
道路・河川等公共施設	災害時における応急対策業務に関する協定(5)	大野城市土木協力会	平成20年2月12日	・人命救助のための障害物の除去作業 ・市管理道路、河川、上下水道、建築物等の施設の機能確保等のための応急復旧作業 ・水害防御のための応急措置作業 ・建設資機材及び労力の調達及び輸送	建設管理課 (建設対策班)
		大野城市建設協力会			
		筑紫舗装協力会			
		南福岡管工事共同組合			
		大野城市緑化推進協議会			
		大野城市電友会			
	大野城市内における災害時等応急対策測量設計業務に関する基本協定(14)	一般社団法人筑紫地区建設コンサルタンツ協会	平成26年4月22日	応急復旧工事での測量・設計等	建設管理課 (建設対策班)
	災害時における応急対策の協力に関する協定(20)	三和シャッター工業㈱	平成27年3月18日	・公共建築物等のシャッター、ドア等の緊急点検及び緊急修理	危機管理課 (本部班)
	災害時における車両の移動等に関する協定(53)	有限会社吉田自動車	令和6年10月10日	・車両の移動、やむを得ない範囲での破損 ・車両の移動を行った際の記録の作成	危機管理課 (本部班)
		エートス協同組合			
インフラ復旧	災害時における相互協力に関する協定(1)	日本郵便株式会社 博多南郵便局	平成12年11月27日	・所有・管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての相互使用 ・被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供 ・災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取り扱い及び救護対策並びに避難場所への臨時郵便差出箱の設置	危機管理課 (本部班)
	特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定(31)	西日本電信電話㈱ 福岡支店	平成29年8月25日	・非常用電話(特設公衆電話)の設置	危機管理課 (本部班)
水道	水道災害時における相互応援に関する協定(4)	春日那珂川水道企業団 太宰府市水道事業 筑紫野市水道事業	平成19年8月1日	・応急給水活動 ・応急復旧活動 ・応急復旧用資機材の提供	企業総務課 (上下水道部)
	福岡都市圏水道災害時相互応援に関する協定(6)	福岡市、福岡市水道事業管理者、筑紫野市、 太宰府市、古賀市、 宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、 新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、 福津市、前原市、二丈町、志摩町、 福岡地区水道企業団、 山神水道企業団、 宗像地区事務組合、 春日那珂川水道企業団	平成21年7月23日	・応急給水活動 ・応急復旧活動 ・応急給水資機材及び応急復旧資機材の提供 ・応援送水	企業総務課 (上下水道部)
	北部福岡緊急連絡管の運用に関する協定(7)	福岡県、北九州市、 福岡都市圏広域行政推進協議会	平成23年3月31日	・応援送水	企業総務課 (上下水道部)
	災害時における復旧支援協力に関する協定(27)	公益社団法人日本下水道管路管理業協会　九州支部　福岡県部会事務局	平成29年3月17日	・下水道施設の応急復旧に必要な業務 (巡視、点検、調査、清掃、修繕)	上下水道工務課 (上下水道部)
燃料供給	災害時における燃料の供給に関する協定書(43)	増田石油株式会社	令和4年7月6日	・公用車への優先給油	財産管理課 (財政調達班)
葬祭用品・遺体搬送等	災害時における協力に関する協定書(41)	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	令和3年5月13日	・遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供 ・遺体を安置する施設(葬儀式場等)の提供 ・遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送 ・避難場所の提供 ・避難所における被災者に対する炊き出しや継続的な食事等(弁当等)の提供	循環型社会推進課 (環境班)
		有限会社大野城葬祭			
		有限会社七福社			
放送	災害時における情報伝達等に関する基本協定(19)	九州テレ・コミュニケーションズ㈱ (ケーブルステーション福岡)	平成27年2月20日	・コミュニティチャンネルのデータ放送への情報配信 ・臨時放送枠、第2コミュニティチャンネルの開放 ・大野城市御笠川事務所の提供 ・大野城コミュニティWi－Fiの災害専用SSIDの開放	プロモーション推進課 (広報・報道班)
	防災パートナーシップに関する協定(38)	九州朝日放送株式会社	令和元年7月29日	・市民に有益な情報の迅速な提供	プロモーション推進課 (広報・報道班)
情報発信	災害に係る情報発信等に関する協定(15)	ヤフー㈱	平成26年9月3日	・市ホームページキャッシュサイトの掲載 ・各種防災情報の掲載	プロモーション推進課 (広報・報道班)
外国人支援	災害時における外国人支援への協力に関する協定(26)	大野城市国際交流協会	平成29年1月30日	・避難所における通訳ボランティアの派遣 ・外国語での災害情報提供の支援	コミュニティ文化課 (地域対策班)
車両	災害時における電動車両の支援に関する協定(47)	九州三菱自動車販売株式会社	令和5年10月25日	・電動車両の貸与 ・平時における本市防災訓練等への参加	財産管理課 (財政調達班)
		三菱自動車工業株式会社			
法律相談等 (被災者支援)	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定(50)	福岡県行政書士会	令和5年12月4日	・被災者支援相談センターの開設 ・本市への行政書士の派遣	市税課、納税課、福祉サービス課 (輪送・調査班、福祉班)
資機材等リース	災害時における応急対策用資機材の調達・設置等に関する協定(52)	大和産業株式会社	令和6年9月30日	・避難所等への物資(資機材等)の配送 ・資機材等の設置	財政課 (財政調達班)
		株式会社ああすでい			
		稲尾産業株式会社			
	災害時における資機材調達に関する協定(52)	株式会社レンタルのニッケン 福岡営業所	令和6年10月21日		

○福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等

（令和２年３月31日
福岡県告示第344号）

一部改正令和３年３月23日福岡県告示第354号
一部改正令和４年６月９日福岡県告示第633号の２
一部改正令和５年４月24日福岡県告示第279号の２
一部改正令和５年６月30日福岡県告示第460号の２

第１　救助の程度、方法及び期間

福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号。以下「規則」という。）第５条第１項の救助の程度、方法及び期間は、次に定めるところによる。

１　避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ア　避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

イ　避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。

ウ　避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、１人１日当たり340円以内とする。

エ　福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

オ　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

カ　避難所を開設できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア　建設型応急住宅

(ｱ) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能である。

(ｲ) 建設型応急住宅の１戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世

帯構成等に応じて別に定め、その設置のため支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内とする。

(ｳ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

(ｴ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。

(ｵ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

(ｶ) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第３項又は第４項による期限内（最長２年以内）とする。

(ｷ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。

イ　賃貸型応急住宅

(ｱ) 賃貸型応急住宅の１戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(ｲ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(ｲ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。

(ｳ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、ア(ｶ)と同様の期間とする。

２　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア　炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

イ　炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ　炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、１人１日当たり1,230円以内とする。

エ　炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。

(2) 飲料水の供給

ア　飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

イ　飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ　飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。

３　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア　被服、寝具及び身の回り品

イ　日用品

ウ　炊事用具及び食器

エ　光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により１世帯当たり次の額以内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア　住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯

季別	期間	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人を増すごとに加算する額
夏季	４月～９月	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円
冬季	10月～３月	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円

イ　住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人を増すごとに加算する額
夏季	４月～９月	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円
冬季	10月～３月	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4　医療及び助産

(1) 医療

ア　医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

イ　医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。

ウ　医療は、次の範囲内にて行う。

(ｱ) 診療

(ｲ) 薬剤又は治療材料の支給

(ｳ) 処置、手術その他の治療及び施術

(ｴ) 病院又は診療所への収容

(ｵ) 看護

エ　医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ　医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア　助産は、災害発生の日以前又は以後の７日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

イ　助産は、次の範囲内において行う。

(ｱ) 分べんの介助

(ｲ) 分べん前及び分べん後の処置

(ｳ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ　助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の２割引以内の額とする。

エ　助産を実施できる期間は、分べんした日から７日以内とする。

5　被災者の救出

(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明状態にある者を捜索し、救出するものとする。

(2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から３日以内とする。

6　被災した住宅の応急修理

(1)　住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア　災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。

イ　住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、１世帯当たり50,000円以内とする。

ウ　住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア　災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

イ　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、１世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ｱ)　(ｲ)に掲げる世帯以外の世帯　706,000円

(ｲ)　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　343,000円

ウ　日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3箇月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６箇月以内）に完了しなければならない。

7　生業に必要な資金の貸与

(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。

(3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額以内とする。

ア　生業費　１件当たり　30,000円

イ　就職支度費　１件当たり　15,000円

(4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。

ア　貸与期間　２年以内

イ　利子　無利子

(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から１箇月以内に完了しなければならない。

8　学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校

の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア　教科書

イ　文房具

ウ　通学用品

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

ア　教科書代

(ｱ) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(ｲ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ　文房具及び通学用品費

小学校児童　１人当たり　4,800円

中学校生徒　１人当たり　5,100円

高等学校等生徒　１人当たり　5,600円

(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については１箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

9　埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

(2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

ア　棺（付属品を含む。）

イ　埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ　骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出できる費用は、１体当たり大人219,100円、小人175,200円以内とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10　死体の捜索

(1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

(2) 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

11　死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行

うものとする。

(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。

ア　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ　死体の一時保存

ウ　検案

(3) 検案は、原則として救護班によって行う。

(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。

ア　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、１体当たり3,500円以内とする。

イ　死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては一体当たり5,500円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。

ウ　救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

(5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

12　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った１世帯当たりの平均が138,700円以内とする。

(3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

13　応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 応急救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア　被災者の避難に係る支援

イ　医療及び助産

ウ　被災者の救出

エ　飲料水の供給

オ　死体の捜索

カ　死体の処理

キ　救済用物資の整理配分

(2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第２　実費弁償

規則第14条の実費弁償に関して必要な事項は、次に定めるところによる。

１　災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第４条第１号から第４号までに掲げる者

(1) 日当

ア　医師及び歯科医師　１人１日当たり　22,700円以内

イ　薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、保健師及び助産師　１人１日当たり　16,900円以内

ウ　看護師及び准看護師　１人１日当たり　14,800円以内

エ　救急救命士　１人１日当たり　15,300円以内

オ　土木技術者及び建築技術者　１人１日当たり　15,700円以内

カ　大工　１人１日当たり　23,700円以内

キ　左官　１人１日当たり　24,200円以内

ク　とび職　１人１日当たり　24,400円以内

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）第２条の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

(3) 旅費

福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和32年福岡県条例第57号）の規定により支給すべき旅費に相当する額以内とする。

２　政令第４条第５号から第10号までに掲げる者

業者のその地域における慣行料金による支出実費に、手数料としてその100分の３の額を加算した額以内とする。

第３　救助事務費

規則第23条の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）として支出できる範囲及び限度等は、次に定めるところによる。

１　救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

(1) 時間外勤務手当

(2) 賃金職員等雇上費

(3) 旅費

(4) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

(5) 使用料及び賃借料

(6) 通信運搬費

(7) 委託費

２　各年度において、救助事務費に支出できる費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る１の(1)から(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額

を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分	割合
３千万円以下の部分	100分の10
３千万円を超え６千万円以下の部分	100分の９
６千万円を超え１億円以下の部分	100分の８
１億円を超え２億円以下の部分	100分の７
２億円を超え３億円以下の部分	100分の６
３億円を超え５億円以下の部分	100分の５
５億円を超える部分	100分の４

３　２の「救助事務費以外の費用の額」とは、第１に定める救助の実施のために支出した費用及び第２に定める実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第９条第２項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第８条第２項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第１項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

■備蓄品一覧：山田多目的倉庫（大野城市山田）

R6.12月現在

大野城市備蓄品	
資機材名	数量
瓦田浄水場	4,500ℓ
水（２ℓ）５年保存	2,638ℓ
アルファ化米	848袋
米（１袋５ｋｇ）	320kg
アレルギー対策レトルト食品	264袋
レトルト（ハンバーグ）	1,223食
レトルト（筑前煮）	1,210食
レトルト（サバ）	1,184食
パン（チョコレート）	744袋
パン（ブルーベリー）	815袋
パン（ミルクブレッド）	776袋
保存用パン（７年保存）	440袋
栄養補給食品（顆粒）	300包
哺乳瓶　250ml	15本
哺乳瓶　250ml（使い捨て）	48本
液体ミルク（缶）　240ml	24缶
アレルギー対策粉ミルク800ｇ	4缶
毛布	1,610枚
やかん　8ℓ	10個
やかん　2ℓ	12個
折り畳み式ポリタンク　20ℓ	74個
ポリタンク　20ℓ	25個
給水袋　6ℓ	8,078枚
折り畳みコンテナ	13個
ランタンライト	158個
懐中電灯	99本
ラジオ	30個
救急セット	15セット
タオル	4,950枚
折り畳み式アルミマット	404枚

大野城市備蓄品	
資機材名	数量
ロール式アルミマット	347枚
ペーパータオル（１束200枚）	300束
紙コップ	20,060個
紙皿	10,630枚
紙ボウル	3,250枚
割り箸	76,325膳
使い捨てスプーン	3,875本
大人用紙おむつ（M）	1,028枚
大人用紙おむつ（L）	396枚
幼児用紙オムツ（M）	1,134枚
幼児用紙オムツ（L）	776枚
生理用品	2,328枚
マスク（大人用）	1,550枚
マスク（子ども用）	770枚
歯ブラシ	1,900袋
軍手	563双
トラロープ	7巻
発電機	5機
簡易ベッド（LOGOS）	16個
簡易ベッド（折りたたみ）	15個
パーテーション	96組
プライベートルーム	17張
簡易トイレ（身障者用）	3機
簡易トイレ（災害用簡易）	20機
簡易トイレ（ダンボール製）	17機
簡易トイレ（2層式水洗）	10機
簡易トイレ（現場トイレ）	3機
簡易トイレ（処理パック）	24,800個
トイレ用テント	34張
コードリール	5個

大野城市備蓄品	
資機材名	数量
炊き出し用かまどセット	6台
ガス炊飯器（5升）	3台
大鍋	2個
しゃもじ	5個
雪平鍋	10個
両手鍋	5個
おたま	10個
おたま（穴あき）	5個
菜ばし	5組
カセットコンロ	36台
カセットボンベ	244本
リヤカー	6台
布担架	5台
一輪車（ネコ）	2台
カーバッテリー充電器	1台
電池（単1）	1,100個
電池（単2）	851個
電池（単3）	410個
電池（単4）	320個
アイマット	38個
段ボールベッド	5個
鎌	8個
ナタ	3個
パレット	7個
ビニールカーテン	25枚
ビニールロール	2箱
浄水器	15個
赤十字タオルセット	80セット
プランター	12個
ブルーシート　3.6*3.6	45枚

大野城市備蓄品	
資機材名	数量
ブルーシート　3.6*5.4	173枚
ブルーシート　5.4*5.4	94枚
ブルーシート　5.4*5.4（オレンジ）	4枚
ブルーシート7.2*9	1枚
ブルーシート10*10	42枚
土のう袋	4,200枚
ハザードマップ（L1・L2）	3,000枚
ゴミ袋（可燃）	700枚
ゴミ袋（ビン・缶）	2,390枚
ゴミ袋（ペットボトル・白色トレー）	1,370枚
防災訓練用　倒壊家屋	1セット
ボンベ運搬車	1台

水防資材一覧

令和6年12月現在

資材名	単位	危機管理課所管					建設管理課所管	
		水防倉庫	消防倉庫	山田倉庫	古川倉庫	コミセン防災倉庫	庁舎倉庫	新井手倉庫
シャベル	本	59		4		40		
カケヤ	本	15				8		
ハンマー	本	18				8		
ツルハシ	本	3						
鎌	本	15		8				
ナタ	本	5		3				
高枝切りバサミ	本	1						
ノコギリ	本	9				8		
鳶口	本		2					
ペンチ	個	3						
PP袋	袋	65		4,200		1,600	300	
大型土嚢袋		0					10	90
水ピタ	袋					400		
丸太杭	本	6						
鉄杭	本	47						
番線	巻	4						
トラロープ（φ12mm×100m/巻）	巻	1		9		4		
ビニール紐（φ10mm×300m/巻）	巻	21				8		
ビニール紐（φ15mm×300m/巻）	巻							
ビニール紐（φ10mm×200m/巻）	巻							
麻縄（100m/巻）	巻	7		10				
ブルーシート（3.6m×3.6m）	枚			35			5	
ブルーシート（3.6m×5.4m）	枚			173		80	2	50
ブルーシート（5.4m×5.4m）	枚			94			10	
ブルーシート（10.0m×10.0m）	枚			42			3	
カマス	枚	3						
投光器	台		4				20	
可搬発電機	台	1		4				
携行缶（20ℓ）	缶	1						
コードリール	個			5				
カラーコーン	個	34				120	15	
コーンウエイト	個	53				120	10	
コーンバー	本	20				120	25	
A型バリケード	枚						36	46
誘導灯	本					8	20	
懐中電灯	個	38				80		
反射ベスト	着					80	25	
ビニール雨合羽	着	140						

コミュニティセンター防災倉庫資機材一覧

（令和6年12月現在）

設置場所 品名	南コミ	中央コミ	北コミ	東コミ	合計
懐中電灯	20	20	20	20	80 個
毛布	200	200	200	200	800 枚
ラジオ	3	4	4	4	15 個
掛矢	2	2	2	2	8 本
シャベル（丸）	10	10	10	10	40 本
折畳ノコギリ	2	2	2	2	8 本
大ハンマー	2	2	2	2	8 本
誘導灯	20	20	20	20	80 個
トラロープ	1	1	1	1	4 巻
反射ベスト	20	20	20	20	80 個
ブルーシート 3.6×5.4	20	20	20	20	80 枚
土嚢袋	400	400	400	400	1600 袋
土嚢袋（水ピタ）	100	100	100	100	400 袋
カラーコーン	30	30	30	30	120 個
カラーコーンバー	30	30	30	30	120 個
カラーコーンウェイト	30	30	30	30	120 個
軍手	720	720	720	720	2880 双
乾電池（単一）	100	100	100	100	400 個
乾電池（単二）	100	100	100	100	400 本
乾電池（単三）	24	24	24	24	96 個
PP ロープ	2	2	2	2	8 巻
防水メガホン	3	3	3	3	12 個
給水袋	1,200	1,000	1,000	1,100	4,300 袋
救急セット	2	2	2	2	8 セット
哺乳瓶　250ml	2	2	2	2	8 本
折り畳み式ポリタンク 20ℓ	10	10	10	10	40 個
タオル	300	300	300	300	1200 枚
紙コップ	400	400	400	400	1600 個
紙皿	400	425	404	400	1629 個
紙ボウル	400	400	400	400	1600 枚
割り箸	200	200	200	200	800 膳
使い捨てスプーン	200	200	200	200	800 本
弾性ストッキング(M)	6	6	6	6	24 足
弾性ストッキング(L)	6	6	6	6	24 足
弾性ストッキング(LL)	6	6	6	6	24 足
大人用紙おむつ(M)	90	90	90	90	360 枚
大人用紙おむつ(L)	26	26	26	26	104 枚
幼児用オムツ(M)	82	82	84	82	330 枚
幼児用オムツ(L)	68	68	68	68	272 枚
生理用品	360	360	360	360	1440 枚

マスク(大人用)	200	200	200	200	800 枚
マスク(子供用)	100	100	100	100	400 枚
歯ブラシ	500	500	500	500	2000 袋
パーテーション	20	20	25	20	85 組
プライベートルーム	2	2	0	2	6 張
簡易トイレ (災害用簡易)	4	4	0	4	12
簡易トイレ(処理パック)	400	400	0	400	1600 枚
トイレ用テント	4	4	0	4	12 張
アイマット	10	5	5	5	25 個
マンホールトイレ	5	4	4	5	18 基

非常用電源装置配備一覧

1．非常用電源設備設置箇所　　(令和 6 年 12 月現在)

場所	住所	容量(KVA)	種別
市庁舎	曙町 2-2-1	100 と 150	常設(100 は屋内、150 は屋外)
北コミュニティセンター	御笠川 1-17-1	60	常設
		60	可搬
東コミュニティセンター	大池 2-2-1	53.5~~53.3~~	常設
		60	可搬
中央コミュニティセンター	中央 1-5-1	32	常設
		60	可搬
南コミュニティセンター	南ケ丘 5-9-1	35~~32~~	常設
		60	可搬
大野城まどかぴあ	曙町 2-3-1	500	常設
すこやか交流プラザ	瓦田 4-2-1	80	常設

2．可搬式発電機保管場所　　(令和 6 年 12 月現在)

場所	住所	容量(KVA)	規格(㎜)	重さ(kg)	個数(台)
山田多目的倉庫	山田 5-5	3.8	580×527×618	74	1
山田多目的倉庫	山田 5-5	2.0	527×419×461	32	4
水防倉庫	曙町 2-2-1	1.0	480×400×410	34	1

御笠川洪水浸水・内水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧

（令和6年12月現在）

事業所名称	事務所等の所在地	電話番号	種別	御笠川洪水浸水		内水氾濫	
				計画規模	想定最大	計画規模	想定最大
平野保育園（分園）	牛頸4丁目7番6号	092-596-6200	認可保育所		0.5m～3m		0.5m～3m
平野保育園	牛頸4丁目7番20号	092-596-6200	認可保育所		0.5m～1m		0.5m～1m
第三野の花学園	下大利3-9-1	092-573-9987	就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援		0.5m～1m		50cm未満
こゆ保育園	東大利1-7-10	092-982-7181	届出保育施設		0.5m～3m		
住宅型有料老人ホーム　みどりの風下大利	東大利二丁目７－７	092-585-3113	住宅型有料老人ホーム		1m～2m		50cm未満
のぞみ愛児園（分園）	東大利２丁目１１番２５号ウインザーマンション下大利駅南101号	092-582-4656	認可保育所	50cm未満	0.5m～3m		0.5m～3m
介護付き有料老人ホーム　木もれ日の館	東大利３－１１－２２	092-593-2300	地域密着型特定施設入居者生活介護		2m～3m		0.5m～1m
さくらデイサービス大野城	東大利3丁目11－28	092-558-9330	通所介護、通所型サービスＡ、通所サービス		2m～3m		0.5m～1m
グループホーム　陽だまり倶楽部東大利	東大利３－１１－２８	092-589-5678	認知症対応型共同生活介護		2m～3m		0.5m～1m
東大利保育園	東大利4丁目7番23号	092-591-3900	企業主導型保育事業	50cm未満	1m～2m		
デイサービスアップルハート大野城 ~~アップルハートデイサービスリハビリ大野城~~	下大利団地2-6	092-915-7550	地域密着型通所介護		1m～2m		50cm未満
のぞみ愛児園（分園；Petitのぞみ）	下大利団地3番1号	-	認可保育所		0.5m~3m		0.5m~3m
のぞみ愛児園	下大利団地4番1号	092-582-4656	認可保育所	50cm未満	1m～2m		0.5m～1m
みぎわ工房	白木原４丁目１番５号	092-592-3942	就労継続支援		0.5m～1m		50cm未満
大野小学校	瓦田3-2-1	092-581-1027	市立小学校		1m～2m		0.5m～1m
大野学童保育所	瓦田3-2-1	092-573-0894	市立留守家庭児童保育所		1m～2m		0.5m～1m
放課後等デイサービス　デイジー	瓦田5-5-9	092-593-9192	放課後等デイサービス		0.5m～3m		0.5m～3m
~~秦病院通所リハビリテーション~~	~~筒井1丁目3番1号~~	~~092-501-1111~~	通所リハビリテーション		~~0.5m～3m~~		
グループホーム　オリーブ	筒井1丁目17－29	092-585-3020	認知症対応型共同生活介護		2m～3m	0.5m～1m	0.5m～1m
放課後等デイサービス　リブハート大野城	筒井1-18-11	092-558-2009	放課後等デイサービス		0.5m～3m	0.5m～1m	0.5m～1m
~~デイサービス　あったかいご~~	~~筒井2丁目18番35号~~	~~092-287-6363~~	~~地域密着型通所介護~~		~~0.5m～3m~~	~~50cm未満~~	~~50cm未満~~
あったかいご	筒井２丁目18番35号	092-287-6363	住宅型有料老人ホーム		0.5m～3m	50cm未満	50cm未満
松武キッズアカデミー大野城保育園	筒井3丁目15番24号	092-591-2525	届出保育施設		1m～2m		50cm未満
放課後等デイサービス　いろは	筒井3-16-1パシフィックビル1F	092-707-8680	放課後等デイサービス		0.5m～3m		50cm未満
ちいさなたね筒井	筒井四丁目5番5号	092-707-8999	放課後等デイサービス		1m～2m		
児童発達支援・放課後等デイサービス　MORE～モア～　筒井校	筒井4-6-16	092-915-0880	児童発達支援、放課後等デイサービス		0.5m～3m	50cm未満	50cm未満
こすもすバンビーニクラブ	筒井4-13-14	092-586-5144	保育所等訪問支援、児童発達支援		0.5m～3m	50cm未満	50cm未満
こすもすナーサリースクール（分園）	筒井4丁目13番21号クレッセントU1階	092-558-4614	認可保育所		0.5m～3m	50cm未満	50cm未満
こすもすナーサリースクール	筒井4丁目14番3号	092-558-4614	認可保育所		2m～3m	50cm未満	50cm未満
キッズハウスSUN	筒井4-18-10	092-586-8454	放課後等デイサービス、児童発達支援	50cm未満	0.5m～3m		
筒井保育所	筒井5丁目15番18号	092-585-6824	認可保育所（市立）		1m～2m		50cm未満
ワークメイト	山田1-10-1（コンフォーレミカサ）	092-588-0733	就労移行支援、就労継続支援		1m～2m	50cm未満	50cm未満

御笠川洪水浸水・内水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧

（令和6年12月現在）

事業所名称	事務所等の所在地	電話番号	種別	御笠川洪水浸水		内水氾濫	
				計画規模	想定最大	計画規模	想定最大
さくらデイサービスWAVE	山田2丁目9－16	092-558-6827	通所介護、通所サービス		0.5m～3m	50cm未満	50cm未満
Ｆ－ｃｏｍｍｕｎｉｃａｔｉｏｎ	山田3丁目3番15号	092-585-7780	地域密着型通所介護、通所型サービスＡ、通所サービス	0.5m～1m	2m～3m		50cm未満
スマイル	山田3丁目3-15-1F-C	092-707-9822	放課後等デイサービス	0.5m～3m	0.5m～3m		50cm未満
大野北小学校	山田4-17-1	092-581-1501	市立小学校	0.5m～1m	2m～3m	0.5m～1m	0.5m～1m
大野北学童保育所	山田4-17-1	092-573-0895	市立留守家庭児童保育所	0.5m～1m	2m～3m	0.5m～1m	0.5m～1m
たのしい保育園	山田4丁目18番11号	092-558-4164	認可保育所	50cm未満	1m～2m	50cm未満	0.5m～1m
LIGHT	仲畑1-35-19オフィスパレア仲畑Ⅲ3号室	092-980-6555	児童発達支援	0.5m～3m	0.5m～3m		50cm未満
~~じどうデイサービス　フィール~~	~~仲畑１－７－３３サニープレイスII１０１号~~	~~092-558-3318~~	~~放課後等デイサービス~~	~~50cm未満~~	~~1m～2m~~		~~50cm未満~~
B型作業所かたつむり	仲畑２－１０－３０	092-586-8199	就労継続支援	50cm未満	1m～2m		50cm未満
大野城市北デイサービスセンターこもれびの郷	仲畑3丁目10番21号	092-501-2353	通所介護、通所型サービスＡ、通所サービス	0.5m～1m	1m～2m		50cm未満
中央福岡ヤクルト販売雑餉隈保育所	仲畑4-5-7	092-924-8960	届出保育施設	50cm未満	1m～2m		50cm未満
ハッピーテラス大野城教室	仲畑４丁目１８番１０号サニーキャッスルＡ１０２号室	092-558-7508	放課後等デイサービス		1m～2m		50cm未満
グループホーム　宝満ラポール　大野城	仲畑４丁目19番10号	092-558-9558	認知症対応型共同生活介護	0.5m～1m	2m～3m		0.5m～1m
小規模多機能ホーム　宝満ラポール　大野城	仲畑４丁目19番10号	092-558-9558	小規模多機能型居宅介護	0.5m～1m	2m～3m		0.5m～1m
みかさ幼稚園	仲畑4丁目23-20	092-591-2413	幼稚園（新制度未移行）	50cm未満	1m～2m	50cm未満	50cm未満
ナーシングホームおおのじょう	御笠川1丁目5-2	092-558-6217	住宅型有料老人ホーム	0.5m～3m	0.5m～3m	0.5m～3m	0.5m～3m
御笠の森小学校	御笠川1-7-1	092-504-1431	市立小学校	0.5～1m	2m～3m	1m～2m	2m～3m
御笠の森学童保育所	御笠川1-7-1	092-504-1415	市立留守家庭児童保育所	0．5～1m	2m～3m	1m～2m	2m～3m
大野北保育所	御笠川1丁目7番30号	092-580-8522	認可保育所（市立）	50cm未満	1m～2m	50cm未満	0.5m～1m
放課後等デイサービス　リブハート御笠川	御笠川5-5-8	092-558-5183	放課後等デイサービス	50cm未満	0.5m～3m	50cm未満	50cm未満
~~指定就労継続支援A型事業所　仁花　kimika~~	~~乙金東２丁目１７番１０号~~	~~092-580-8001~~	~~就労継続支援~~				~~1m～2m~~
ベルフラワー	乙金東２丁目１７番１０号	092-504-8140	共同生活援助				1m～2m
ＵＮＩＣＯ大野城	乙金東２丁目１７－１０	092-576-9213	放課後等デイサービス				1m～2m
医療法人同仁会乙金病院内保育所（マーブル保育園）	乙金東2-17-10　ジェイネットビル１Ｆ	092-558-5095	届出保育施設				1m～2m

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧

（令和6年12月現在）

事業所名称	事務所等の所在地	電話番号	種別	備考
南ヶ丘保育園	大字牛頸279-1	092-596-0218	認可保育所	土石流
しあわせ駅　大野城	平野台1丁目20番5号	092-558-4101	児童発達支援、放課後等デイサービス	土石流
デイサービスセンター　大野城	平野台3丁目7番1号	092-589-1250	通所介護、通所サービス	土石流
デイサービスりんごの樹	平野台4-10-5	092-596-7033	通所介護	急傾斜地の崩壊
大野城市南デイサービスセンター南風	つつじケ丘3丁目1番31号	092-589-2311	通所介護、通所型サービスＡ、通所サービス	急傾斜地の崩壊
児童発達支援事業所 まどか園	大城5丁目28-1	092-504-6537	児童発達支援	土石流
放課後等デイサービス まどか園	大城5丁目28-1	092-504-6537	放課後等デイサービス	土石流
生活介護デイサービス まどか園	大城5丁目28-1	092-504-6537	生活介護	土石流
はまゆうワークセンター大野城	大城５丁目２８番地３号	092-513-0337	就労継続支援	土石流
パルテールはまゆう	大城５丁目２８番９号	092-580-8555	短期入所、共同生活援助	土石流
御陵中学校	中1-20-1	092-503-2901	市立中学校	土石流
介護老人保健施設　くすの郷	乙金東2丁目17番3号	092-504-2555	通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設	急傾斜地の崩壊
~~指定就労継続支援Ａ型事業所　仁花　kimika~~	~~乙金東２丁目１７番１０号~~	~~092-580-8001~~	~~就労継続支援~~	~~急傾斜地の崩壊~~
ベルフラワー	乙金東２丁目１７番１０号	092-504-8140	共同生活援助	急傾斜地の崩壊
ＵＮＩＣＯ大野城	乙金東２丁目１７－１０	092-576-9213	放課後等デイサービス	急傾斜地の崩壊
医療法人同仁会乙金病院内保育所（マーブル保育園）	乙金東2-17-10　ジェイネットビル１Ｆ	092-558-5095	届出保育施設	急傾斜地の崩壊
デイサービスセンター東風の郷	乙金東3丁目4番14号	092-558-8182	通所介護、通所型サービスＡ、通所サービス	土石流
サービス付き高齢者向け住宅　東風の郷	乙金東3丁目4番14号	092-558-8182	サービス付き高齢者向け住宅	土石流

市内医療機関一覧

【病院】　（令和6年12月現在）

番号	名称	所在地	診療科目	電話
1	筑紫南ヶ丘病院	牛頸1034-5	内科・消化器科・循環器科・リハビリテーション科・糖尿病内科・皮膚科	092-595-0595
2	誠愛リハビリテーション病院	南大利2-7-2	内科・小児科・神経内科・リハビリテーション科	092-595-1151
3	おおりん病院	中央1-13-8	精神科・内科・呼吸器内科・放射線科・消化器内科　・心療内科	092-581-1445
4	原病院	白木原5-1-15	内科・胃腸科・循環器科・糖尿病内科・脳神経内科　・放射線科・リハビリテーション科	092-581-1631
5	秦病院	筒井1-3-1	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科・消化器内科・循環器内科・血管外科	092-501-1111
6	つくし会病院	乙金3-18-20	内科・リハビリテーション科	092-503-2261
7	乙金病院	乙金東4-12-1	精神科・内科・リハビリテーション科・心療内科・肛門外科	092-503-7070

【内科】

番号	名称	所在地	診療科目	電話
1	倉岡内科クリニック	月の浦1-26-10	内科・循環器科・消化器科	092-589-2555
2	はまだ内科医院	若草3-22-12	内科・消化器内科・呼吸器内科・循環器内科	092-595-2323
~~3~~	~~久富内科医院~~	~~牛頸3-2-5~~	~~内科・循環器科・胃腸科~~	~~092-589-2801~~
3	平田医院リハビリテーションクリニック	南ヶ丘3-2-7	内科・リハビリテーション科	092-558-8777
4	しらち内科クリニック	上大利5-15-7-2	内科・消化器科・糖尿病内科	092-596-4878
5	西山内科医院	緑ヶ丘3-18-4	内科・胃腸科・東洋医学	092-596-4823
6	けいゆうメディカルクリニック	紫台2-10　BELLFLOWER　BLDG.1階	内科・循環器内科(循環器科)	092-404-0067
7	天野内科循環器科医院	下大利1-2-16	内科・循環器科・リハビリテーション科	092-573-0127
8	ゆうおう内科	下大利1-13-12　舞ビル1階	内科・腎臓内科・胃腸科	092-501-7586
9	ふかうみ内科	下大利2-18-13	内科・循環器科・呼吸器科	092-572-6266
10	つじファミリークリニック	東大利3-11-28	内科・総合診療科	092-586-7534
11	つくし訪問クリニック	山田2-13-38 石川ビル2F	内科・精神科	092-588-0205
12	本村内科医院	白木原1-11-16	内科・人工透析内科	092-587-1055
13	あしざわ内科クリニック	白木原1-14-24	内科・胃腸科・漢方内科・消化器科	092-591-3928
14	井本内科小児科医院	白木原3-8-16　2F	内科・小児科・呼吸器科・循環器科	092-581-1421
15	市川クリニック	白木原1-1-55　1F	内科・消化器科・呼吸器科・心療内科・神経科	092-591-5525
16	おひさま内科・循環器内科	瑞穂町4-4-21	内科・循環器内科・生活習慣病	092-558-3304
17	あけぼのクリニック	曙町1-1-8	内科・胃腸科・放射線科・糖尿病内科	092-585-8503
18	松坂内科クリニック	錦町3-3-50	胃腸内科・内科・内視鏡内科	092-502-2100
19	喜多村クリニック	錦町4-3-8	消化器内科・外科	092-581-6640
20	佐野クリニック	山田2-17-25	内科・眼科	092-581-3695
21	宇都宮内科医院	御笠川2-1-7	内科・呼吸器科・消化器科・アレルギー科・リハビリテーション科	092-982-3113
22	きよみず内科クリニック	筒井3-10-21	内科・消化器科・胃腸科	092-586-5836
23	金山医院	大池2-22-6	内科	092-504-2262
24	井上内科医院	大城3-11-6	内科・循環器科・消化器科	092-587-0270
25	ありかわ内科クリニック	大城3-1-6	内科・消化器科・胃腸科	092-580-8255
26	博多心臓血管病院附属 総合クリニック	乙金2-9-6	内科・循環器内科・心臓内科	092-586-5432
27	かんた内科医院	中2-3-1	内科・消化器科	092-513-0120

【外科】

番号	名称	所在地	診療科目	電話
1	たなか夏樹医院	旭ヶ丘2-1-20	外科・乳腺外科・肛門外科・呼吸器外科・消化器内科・感染症内科・リハビリテーション科	092-596-4588
2	毛利外科医院	下大利1-17-1	外科・整形外科・消化器科・リハビリテーション科	092-571-3371
3	原外科医院	白木原5-3-11	外科・胃腸科・肛門科・整形外科・麻酔科	092-591-2122

【脳神経外科】

番号	名称	所在地	診療科目	電話
1	さもと脳神経外科クリニック	上大利5-2-12	脳神経外科	092-595-2626

【整形外科】

番号	名称	所在地	診療科目	電話
1	のむら整形外科クリニック	牛頸4-13-1	整形外科・リハビリテーション科	092-583-5135
2	南ヶ丘ばば整形外科	紫台16-1	整形外科・リハビリテーション科	092-986-4681
3	杉山整形外科医院	下大利1-1-7　アメニティ春日南201	整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科	092-501-3369
4	ざいつ整形外科	下大利1-9-24　2F	整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科	092-588-1720
5	皆クリニック	白木原1-1-55	整形外科・麻酔科・リハビリテーション科	092-501-8161
6	金澤整形外科医院	瑞穂町1-1-5	整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科	092-572-7288
7	たさか整形外科クリニック	大池1-7-2	整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科	092-504-4896
8	かなえ整形外科	大城2-1-32	整形外科	092-583-3313

【皮膚科】

番号	名称	所在地	診療科目	電話
1	井上皮ふ科形成外科医院	東大利2-4-16	形成外科・皮膚科	092-573-7954
2	柳原皮膚科クリニック	白木原4-1-6	皮膚科・形成外科・アレルギー科	092-581-0516
3	ひかり皮ふ科クリニック	紫台1-5	皮膚科・美容皮膚科	092-558-1830

【眼科】

番号	名称	所在地	診療科目	電話
1	久富眼科医院	紫台15-1-1	眼科	092-596-6677
2	蔵田眼科クリニック	下大利1-4-20	眼科	092-587-7789
3	中村眼科医院	白木原1-5-3	眼科	092-591-1076
4	井上眼科医院	栄町2-5-15-101	眼科	092-575-0031
5	ききょうアイクリニック	錦町4-1-1イオン大野城2階	眼科	092-588-2101

【耳鼻咽喉科】

番号	名称	所在地	診療科目	電話
1	松田耳鼻咽喉科医院	東大利1-14-12	耳鼻咽喉科・アレルギー科	092-585-6825
2	いのうえ耳鼻咽喉科	上大利5-3-1	耳鼻咽喉科・アレルギー科	092-589-8733
3	いで耳鼻咽喉科	南ヶ丘4-3-18	耳鼻咽喉科・アレルギー科	092-596-2344
4	やなぎだ耳鼻咽喉科医院 にしやま耳鼻咽喉科	錦町2-3-12	耳鼻咽喉科	092-501-4565

【泌尿器科】

番号	名称	所在地	診療科目	電話
1	池上泌尿器科クリニック	下大利1-16-2	泌尿器科・性感染症内科・性感染症外科	092-572-0128
2	すやま泌尿器科クリニック	白木原4-8-1	泌尿器科	092-591-3306
3	高山泌尿器科月の浦クリニック	月の浦2-23-5	泌尿器科	092-589-1145

【精神科・心療内科】

番号	名称	所在地	診療科目	電話
1	ゆう心と体のクリニック	白木原1-7-5　ｼﾞｸﾘｽﾀﾙﾋﾞﾙ3F	心療内科・精神科	092-584-1501
2	にしこころの診療所	下大利1-13-1　大野城ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ2F	心療内科・精神科	092-585-6868
3	さたけこども発達クリニック	東大利2-3-1　ｻﾝｱﾄﾗｽV101号	児童精神科・小児神経内科	092-915-2250

【産婦人科】

番号	名称	所在地	診療科目	電話
1	あまがせ産婦人科医院	東大利1-14-6	産婦人科	092-572-5503
~~2~~	~~まなべ産婦人科医院~~	~~雑餉隈1-7-17~~	~~産婦人科~~	~~092-571-4307~~

【小児科】

番号	名称	所在地	診療科目	電話
1	うえだ小児科クリニック	月の浦1-25-1	小児科	092-550-5755
2	松田小児科医院	下大利1-7-18	小児科・アレルギー科	092-501-2894
3	石原小児科クリニック	白木原1-9-30	小児科	092-574-3505
4	まつくま小児科クリニック	曙町1-3-30	小児科	092-592-8008
5	いのうえこどもクリニック	山田2-2-25	小児科	092-588-6070

【歯科】

番号	名称	所在地	標榜科目				電話
			一般	小児	矯正	口腔外科	
1	財前歯科医院	南ヶ丘2-1-2	○	○			092-596-1631
2	いび歯科医院	南ヶ丘3-5-1	○				092-596-4834
3	えとう歯科クリニック	つつじヶ丘1-15-26	○	○		○	092-596-8388
4	くぼ歯科クリニック こども歯科クリニック	平野台1-17-8	○	○	○	○	092-596-3775
5	大賀歯科医院~~デンタルクリニック~~	畑ヶ坂1-7-2	○	○			092-596-6880
6	永冨歯科医院	若草2-4-3	○	○			092-596-3768
7	中野歯科クリニック	若草3-9-17	○	○			092-595-3695
8	ひろかど歯科医院	紫台16-6 パセオ南ヶ丘ビル3F	○	○			092-595-4311
9	まつふじ歯科医院	月の浦1-25-7	○	○	○		092-595-6200
10	のむら歯科医院	月の浦3-17-2	○	○			092-595-4515
11	いしげ歯科医院	上大利4-6-1	○	○	○	○	092-589-7378
12	いわたに歯科小児歯科	上大利5-3-11	○	○	○	○	092-595-1381
13	~~佐藤歯科医院~~	~~下大利1-9-17~~	~~○~~	~~○~~			~~092-591-0872~~
13	吉田歯科医院	下大利1-19-3-201	○	○			092-592-2000
14	カニ歯科医院	下大利2-12-11-2F	○	○			092-501-6480
15	山田歯科医院	下大利2-18-13	○	○		○	092-593-8333
16	はたじ歯科医院	下大利3-2-13	○	○	○		092-571-5171
17	内野歯科医院	下大利団地2-1	○	○			092-593-0234
18	野口歯科医院	東大利1-7-11	○	○		○	092-572-3888
19	~~サン・スマイル歯科~~ WADA DENTAL CLINIC	東大利2-2-6	○	○		○	092-571-5240
20	歯科・かずクリニック	東大利2-4-6 エスポワールシャルム1階	○	○		○	092-586-6487
21	うえの歯科医院	東大利3-16-21-102	○	○		○	092-572-1118
22	あなみ歯科医院	曙町3-2-1	○	○	○		092-584-8287
23	白木原歯科	白木原1-1-55	○	○	○	○	092-588-3700
24	はなだ歯科クリニック	白木原1-17-4	○	○	○		092-915-4180
25	上ノ町歯科医院	白木原1-4-5	○	○			092-574-4648
26	四つ葉歯科	白木原1-7-26-101	○	○	○	○	092-588-8488
27	しばたスマイル歯科クリニック	白木原1-7-5 Jクリスタルビル304号	○	○	○		092-589-0077
28	むねおか歯科医院	白木原2-1-4	○	○			092-582-4131
29	わに歯科医院	白木原3-10-20	○	○	○	○	092-592-1441
30	原歯科	白木原5-1-5	○	○	○		092-581-1197
31	なごみ歯科医院	瓦田1-14-6	○	○	○	○	092-575-0753
32	安東歯科医院	瓦田1-16-12	○	○		○	092-574-3555
34	~~船越歯科医院~~	~~錦町2-4-10~~	~~○~~	~~○~~			~~092-572-6789~~
33	岸歯科医院	錦町2-5-3	○				092-593-4755
34	ミント歯科クリニック大野城	錦町4-1-1 イオン2F	○	○	○	○	092-573-8111
35	いとう歯科医院	筒井1-18-9	○	○	○	○	092-593-2552
36	ながとも歯科クリニック	筒井5-1-9	○	○	○		092-581-5522
37	井上歯科医院	雑餉隈町5-3-7	○				092-581-0416
38	河波歯科医院	山田1-1-31	○	○	○	○	092-572-9777
39	こんどう歯科医院	栄町1-1-7	○	○	○	○	092-587-2218
40	はち歯科医院	川久保1-12-10	○	○	○	○	092-504-2323
41	かわくぼ歯科医院	川久保2-8-4	○				092-504-3228
42	かわの歯科医院	中1-5-38	○	○	○	○	092-580-8118
43	ゆめ歯科クリニック	中2-3-1	○	○			092-513-0118
44	工藤歯科医院	大城4-7-21	○				092-503-0827
45	ふくみつ歯科	大池2-21-35	○				092-503-2932
46	口高歯科医院	乙金1-13-38	○	○			092-504-7722
47	御笠川デンタルクリニック ヒカリ	御笠川2-15-2	○	○	○	○	092-513-3315
48	おかだ歯科クリニック	御笠川6-8-6	○	○	○	○	092-580-8333
49	乙金スマイル歯科小児歯科医院	乙金3-23-1	○	○	○	○	092-558-6410
50	かとくデンタルクリニック	上大利2-10-1	○	○	○	○	092-558-8998
51	クロスケアデンタルクリニック	御笠川4-3-18-2F	○				092-600-4775
52	じゅん歯科口腔外科 ひろ矯正歯科	下大利1-9-24 エルフ下大利1F	○		○	○	092-558-7525
53	みずほ歯科	瑞穂町2-8-9	○	○	○	○	092-588-0505
54	かわのまさき歯科	瓦田3-12-10-101	○	○	○	○	092-983-7775

福岡県緊急輸送道路ネットワーク図
大野城市

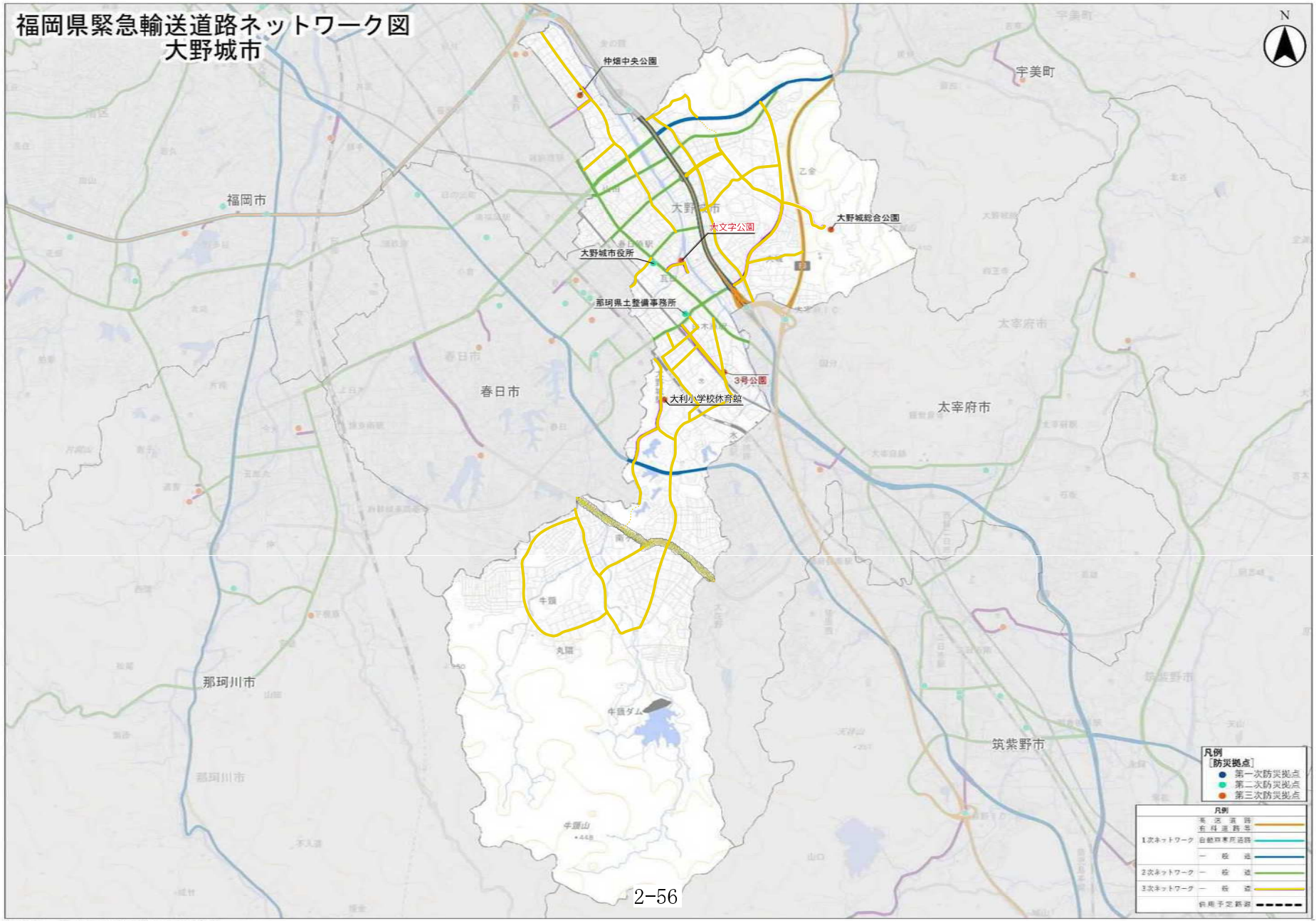

「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 6JHs 10」

■市有車両一覧

（令和5年度）

	緊急車両届出	所管課	号車	車両番号	車名	通称	自動車の種別	用途	燃料の種類	乗車定員	付属設備	備考
1	○	財産管理課	1	福岡480ち9144	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン	2(4)	ｷｬﾘｱ・ｽﾋﾟｰｶ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ・SDｶｰﾄﾞ・ﾁｪｰﾝ	ユニペックス
2	○	財産管理課	2	福岡581み3374	スズキ	スペーシア	軽自動車	乗用	ガソリン	2(4)	ｷｬﾘｱ・ｽﾋﾟｰｶ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ・SDｶｰﾄﾞ・ﾁｪｰﾝ	ユニペックス
3	○	財産管理課	3	福岡581み3375	スズキ	スペーシア	軽自動車	乗用	ガソリン	2(4)	ｷｬﾘｱ・ｽﾋﾟｰｶ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ・SDｶｰﾄﾞ・ﾁｪｰﾝ	ユニペックス
4	○	財産管理課	5	福岡480そ2387	スズキ	エブリィ	軽自動車	貨物	ガソリン	2(4)	ｷｬﾘｱ・ｽﾋﾟｰｶ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ・SDｶｰﾄﾞ・ﾁｪｰﾝ	ユニペックス
5	○	財産管理課	6	福岡480つ6951	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン	2(4)	ｷｬﾘｱ・ｽﾋﾟｰｶ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ・SDｶｰﾄﾞ・ﾁｪｰﾝ	ユニペックス
6	○	財産管理課	7	福岡480つ6952	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン	2(4)	ｷｬﾘｱ・ｽﾋﾟｰｶ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ・SDｶｰﾄﾞ・ﾁｪｰﾝ	ユニペックス
7	○	財産管理課	8	福岡480ち7812	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン	2(4)	ｷｬﾘｱ・ｽﾋﾟｰｶ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ・SDｶｰﾄﾞ・ﾁｪｰﾝ	ユニペックス
8	○	財産管理課	9	福岡581ひ5677	ダイハツ	タント	軽自動車	乗用	ガソリン	2(4)	ｷｬﾘｱ・ｽﾋﾟｰｶ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ・ETC・SDｶｰﾄﾞ・ﾁｪｰﾝ	ユニペックス
9	○	財産管理課	10	福岡480つ6947	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン	2(4)	ｷｬﾘｱ・ｽﾋﾟｰｶ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ・SDｶｰﾄﾞ・ﾁｪｰﾝ	ユニペックス
10	○	財産管理課	11	福岡581く9923	スズキ	スペーシア	軽自動車	乗用	ガソリン	4	ｷｬﾘｱ・ｽﾋﾟｰｶ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ・ETC・SDｶｰﾄﾞ・ﾁｪｰﾝ	ユニペックス
11	○	財産管理課	12	福岡480せ7416	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン	2(4)	ｷｬﾘｱ・ｽﾋﾟｰｶ・SDｶｰﾄﾞ仕様・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ・ﾁｪｰﾝ	ノボル
12	○	財産管理課	13	福岡480せ7415	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン	2(4)	ｷｬﾘｱ・ｽﾋﾟｰｶ・SDｶｰﾄﾞ仕様・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ・ﾁｪｰﾝ	ノボル
13	○	財産管理課	14	福岡480ち9143	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン	2(4)	ｷｬﾘｱ・ｽﾋﾟｰｶ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ・SDｶｰﾄﾞ・ﾁｪｰﾝ	ユニペックス
14	○	財産管理課	15	福岡480た3178	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン	2(4)	ｷｬﾘｱ・ｽﾋﾟｰｶ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ・SDｶｰﾄﾞ・ﾁｪｰﾝ	ユニペックス
15	○	財産管理課	16	福岡480ち7813	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン	2(4)	ｷｬﾘｱ・ｽﾋﾟｰｶ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ・SDｶｰﾄﾞ・ﾁｪｰﾝ	ユニペックス
16	○	財産管理課	17	福岡581ひ5678	ダイハツ	タント	軽自動車	乗用	ガソリン	2(4)	ｷｬﾘｱ・ｽﾋﾟｰｶ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ・ETC・SDｶｰﾄﾞ・ﾁｪｰﾝ	ユニペックス
17	○	財産管理課	24	福岡480す7618	スズキ	エブリィ	軽自動車	貨物	ガソリン	2(4)	ｷｬﾘｱ・ｽﾋﾟｰｶ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ・SDｶｰﾄﾞ仕様・ﾁｪｰﾝ	ノボル
18	○	財産管理課	E1	福岡480と7962	三菱	ミーブバン	軽自動車	貨物	電気	2(4)	ｷｬﾘｱ・ｽﾋﾟｰｶ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ（前後）・SDｶｰﾄﾞ・ﾁｪｰﾝ	ユニペックス
19	○	財産管理課	E2	福岡480て9756	三菱	ミニキャブミーブバン	軽自動車	貨物	電気	2(4)	ｷｬﾘｱ・ｽﾋﾟｰｶ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ・SDｶｰﾄﾞ・ﾁｪｰﾝ	ユニペックス
20	○	財産管理課	E3		三菱	ミニキャブEV	軽自動車	貨物	電気	2(4)	ｷｬﾘｱ・ｽﾋﾟｰｶ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ・SDｶｰﾄﾞ・ﾁｪｰﾝ	ユニペックス
21	○	財産管理課	E4		三菱	ミニキャブEV	軽自動車	貨物	電気	2(4)	ｷｬﾘｱ・ｽﾋﾟｰｶ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ・SDｶｰﾄﾞ・ﾁｪｰﾝ	ユニペックス
22	○	財産管理課	E5		三菱	ミニキャブEV	軽自動車	貨物	電気	2(4)	ｷｬﾘｱ・ｽﾋﾟｰｶ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ・SDｶｰﾄﾞ・ﾁｪｰﾝ	ユニペックス
23	○	財産管理課	E6		三菱	ミニキャブEV	軽自動車	貨物	電気	2(4)	ｷｬﾘｱ・ｽﾋﾟｰｶ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ・SDｶｰﾄﾞ・ﾁｪｰﾝ	ユニペックス
24	○	財産管理課	E7		三菱	ミニキャブEV	軽自動車	貨物	電気	2(4)	ｷｬﾘｱ・ｽﾋﾟｰｶ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ・SDｶｰﾄﾞ・ﾁｪｰﾝ	ユニペックス
25	○	財産管理課	プリウスPHV	福岡302つ4823	トヨタ	プリウス	普通	乗用	ガソリン・電気	5	ETC搭載・ｶｰﾅﾋﾞ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞ	プラグインハイブリッド車
26	○	財産管理課	MIRAI	福岡303て8473	トヨタ	ミライ	普通	乗用	圧縮水素	5	ETC搭載・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞ・ﾅﾋﾞ	リース車・燃料電池自動車
27	○	財産管理課	ノア（銀）	福岡303て8473	トヨタ	ノア（銀）	普通	乗用	ガソリン	7	ETC搭載・ｶｰﾅﾋﾞ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞ	ハイブリッド車
28	○	財産管理課	ノア	福岡503に7832	トヨタ	ノア	普通	乗用	ガソリン	7	ETC搭載・ｶｰﾅﾋﾞ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞ	ハイブリッド車
29	○	財産管理課	エクリプスクロス	福岡303な・・87	三菱	エクリプスクロス	普通	乗用	ガソリン・電気	5	ｷｬﾘｱ・ｽﾋﾟｰｶ・ETC車載器・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞ・スタッドレスタイヤ	四駆PHV車
30	○	財産管理課	ハイエース	福岡301ゆ1303	トヨタ	ハイエース	普通	乗用	ガソリン	10	ETC搭載・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞ	
31	○	財産管理課	マイクロバス	福岡200さ2648	三菱ふそう	ローザ	普通	乗合	軽油	29	ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ・ｶｰﾅﾋﾞ・ｱﾝﾌﾟ・ﾏｲｸ・ｽﾋﾟｰｶ（車内）	
32	○	財産管理課	議長車	福岡303の2516	トヨタ	アルファード	普通	乗用	ガソリン	7	ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ・ｶｰﾅﾋﾞ・ETC車載器・スタッドレスタイヤ	ハイブリッド車
33	－	財産管理課	市長車	福岡303ぬ2812	トヨタ	アルファード	普通	乗用	ガソリン	7	ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞ・ｶｰﾅﾋﾞ・ETC車載器・スタッドレスタイヤ	ハイブリッド車
34	－	コミュニティ文化課	図書館号	福岡800せ9635	日野	デュトロ	普通	特種	軽油	3		大野城まどかぴあに貸与(協定書による)
35	－	北地域行政	北コミ車	福岡480そ2308	スズキ	エブリィ	軽自動車	貨物	ガソリン	2(4)	ｽﾋﾟｰｶ	
36	－	北地域行政	北コミ車	福岡480さ7784	スズキ	エブリィ	軽自動車	貨物	ガソリン	2	ｽﾋﾟｰｶ・ﾊﾟﾄﾗﾝﾌﾟ	
37	－	北地域行政	北防犯	福岡580す9568	スズキ	ワゴンR	軽自動車	乗用	ガソリン	4	ｽﾋﾟｰｶ・ﾊﾟﾄﾗﾝﾌﾟ	防犯ﾊﾟﾄﾛｰﾙ車
38	－	南地域行政	南コミ車	福岡480す7098	スズキ	エブリィ	軽自動車	貨物	ガソリン	2(4)	ｽﾋﾟｰｶ	
39	－	南地域行政	南コミ車	福岡480さ7781	スズキ	キャリイ	軽自動車	貨物	ガソリン	2	ｽﾋﾟｰｶ・ﾊﾟﾄﾗﾝﾌﾟ	
40	－	南地域行政	南防犯	福岡580く4692	ダイハツ	ムーブ	軽自動車	乗用	ガソリン	4	スピーカ・盗難防止警報機・ﾊﾟﾄﾗﾝﾌﾟ	
41	－	南地域行政	ふれあい号	福岡302ふ4508	ニッサン	キャラバン	普通	乗用	ガソリン	10		
42	－	東地域行政	東コミ車	福岡480そ2306	スズキ	エブリィ	軽自動車	貨物	ガソリン	2(4)	ｽﾋﾟｰｶ	
43	－	東地域行政	東コミ車	福岡480さ7783	スズキ	キャリー	軽自動車	貨物	ガソリン	2	ｽﾋﾟｰｶ	
44	－	東地域行政	東防犯	福岡580す9569	スズキ	ワゴンR	軽自動車	乗用	ガソリン	4	ｽﾋﾟｰｶ・ﾊﾟﾄﾗﾝﾌﾟ	
45	－	東地域行政	おげんき号	福岡302め6106	ニッサン	キャラバン	普通	乗用	ガソリン	10	ｽﾋﾟｰｶ・ﾊﾟﾄﾗﾝﾌﾟ	
46	－	中央地域行政	中央コミ車	福岡480す7099	スズキ	エブリィ	軽自動車	貨物	ガソリン	2(4)	ｽﾋﾟｰｶ MP3ﾌﾟﾚｲﾔｰ	
47	－	中央地域行政	中央コミ車	福岡480さ7782	スズキ	キャリー	軽自動車	貨物	ガソリン	2	ｽﾋﾟｰｶ MP3ﾌﾟﾚｲﾔｰ ﾊﾟﾄﾗﾝﾌﾟ	
48	－	中央地域行政	中央防犯	福岡580す9570	スズキ	ワゴンR	軽自動車	乗用	ガソリン	4	ｽﾋﾟｰｶ MP3ﾌﾟﾚｲﾔｰ ﾊﾟﾄﾗﾝﾌﾟ	
49	－	産業振興課	トラクター	大野城市い576	クボタ	トラクターGT21	農耕作業用小型特殊自動車	特殊	0	0		仲畑農園常備
50	－	産業振興課	鳥獣号	福岡480の6457	スズキ	キャリイ	軽自動車	貨物	ガソリン	2	オフロード走行可能タイヤ装備・4WD・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ	トヨタレンタリース博多からリース（R6.8月～60ヶ月）
51	－	心のふるさと館	スペーシア	福岡581み2130	スズキ	スペーシア	軽自動車	乗用	ガソリン	2(4)	スピーカ・ドライブレコーダー	
52	○	こども健康課	こども健康	福岡480こ2974	スズキ	エブリィ	軽自動車	貨物	ガソリン	2(4)	－	
53	－	すこやか長寿課	シルバー車	福岡400せ6535	トヨタ	不明	小型	貨物	ガソリン	6		シルバー人材センターに貸与

■市有車両一覧

（令和5年度）

	緊急車両届出	所管課	号車	車両番号	車名	通称	自動車の種別	用途	燃料の種類	乗車定員	付属設備	備考
54	—	健康課	健康1号	福岡582ぬ8500	三菱	ekクロスEV	軽自動車	乗用	電気	0	ドライブレコーダー・チェーン	
55	—	健康課	健康2号	福岡580も9160	スズキ	アルト	軽自動車	乗用	ガソリン	4	−	
56	—	健康課	健康3号	福岡480せ184	スズキ	エブリィ	軽自動車	貨物	ガソリン	2(4)	スピーカ	
57	—	健康課	健康4号	福岡581む2385	スズキ	スペーシア	軽自動車	乗用	ガソリン	2(4)	キャリア・スピーカ・ドライブレコーダー・SDカード・チェーン	
58	—	すこやか長寿課	包括5号車	福岡581や2757	ダイハツ	ミライース	軽自動車	乗用	ガソリン	4	−	トヨタレンタリース博多からリース
59	—	すこやか長寿課	包括6号車	福岡581や2755	ダイハツ	ミライース	軽自動車	乗用	ガソリン	4	−	トヨタレンタリース博多からリース
60	—	すこやか長寿課	包括7号車	福岡581や2756	ダイハツ	ミライース	軽自動車	乗用	ガソリン	4	−	トヨタレンタリース博多からリース
61	—	福祉課サービス課	赤十字車	福岡480す2159	スズキ	エブリィ	軽自動車	貨物	ガソリン	2(4)	スピーカ	日本赤十字社福岡県支部大野城地区名義
62	—	福祉課サービス課	まどか園②	福岡800さ7668	ニッサン	キャラバン	普通	特殊	ガソリン	10	−	社会福祉法人　慶和会
63	—	福祉課サービス課	まどか園①	福岡800さ7647	ニッサン	キャラバン	普通	特殊	ガソリン	10	−	社会福祉法人　慶和会
64	—	福祉課サービス課	大野城市障がい者福祉センター	福岡301つ4348	マツダ	MPV	普通	乗用	ガソリン	8	−	社会福祉法人　野の花学園
65	—	福祉課サービス課	大野城市障がい者福祉センター	福岡502つ8966	マツダ	デミオ	小型	乗用	ガソリン	5	−	社会福祉法人　野の花学園
66	—	福祉課サービス課	大野城市障がい者福祉センター	福岡800せ7184	ニッサン	キャラバン	普通	乗用	ガソリン	10	−	社会福祉法人　野の花学園
67	○	生活安全課	青パト	福岡502ふ2181	ホンダ	インサイト	小型	乗用	ガソリン	5	回転灯・スピーカ	ハイブリッド車
68	○	生活安全課	バン	福岡400な1530	ニッサン	バネット	小型	貨物	ガソリン	3(6)	スピーカ	
69	—	生活安全課	平野台青パト	福岡580た4940	ダイハツ	ムーヴ	軽自動車	乗用	ガソリン	4	回転灯	平野台区に貸与(覚書有)
70	—	危機管理課	指揮広報車	福岡800せ473	ニッサン	エクストレイル	普通	特種	ガソリン	5	回転灯	
71	—	危機管理課	1分団軽	福岡880あ992	ダイハツ	不明	軽自動車	特種	ガソリン	4	小型ポンプ積載	分団車庫
72	—	危機管理課	1分団	福岡800せ6731	日野	不明	普通	特種	軽油	6	小型ポンプ積載	分団車庫
73	—	危機管理課	2分団	福岡800せ5638	日野	不明	普通	特種	軽油	6	小型ポンプ積載（ラビット）	分団車庫
74	—	危機管理課	3分団	福岡800せ421	いすゞ	不明	普通	特種	軽油	6	小型ポンプ積載（ラビット）	分団車庫
75	—	危機管理課	4分団	福岡800せ2352	ニッサン	不明	普通	特種	ガソリン	8	小型ポンプ積載（ラビット）	分団車庫
76	—	危機管理課	5分団	福岡800せ3752	ニッサン	不明	普通	特種	ガソリン	8	小型ポンプ積載（ラビット）	分団車庫
77	—	危機管理課	本部分団	福岡800せ7609	日野	不明	普通	特種	軽油	6	小型ポンプ積載	
78	○	危機管理課	防災広報車	福岡503ま4560	ニッサン	バネットワゴン	小型	乗用	ガソリン	7	スピーカー内蔵	
79	—	都市計画課	ｺﾐﾊﾞｽ③	福岡200あ3	三菱	エアロミディ-ME	普通	乗合	軽油	33	−	西鉄二日市㈱が運行
80	—	都市計画課	ｺﾐﾊﾞｽ④	福岡230あ24	日野	ポンチョ	普通	乗合	軽油	34(13)	−	西鉄二日市㈱が運行
81	—	都市計画課	ｺﾐﾊﾞｽ⑤	福岡200う25	日野	ポンチョ	普通	乗合	軽油	34(13)	−	西鉄二日市㈱が運行
82	—	都市計画課	ｺﾐﾊﾞｽ⑥	福岡230あ6	三菱	エアロミディ-ME	普通	乗合	軽油	33	−	西鉄二日市㈱が運行
83	—	都市計画課	ｺﾐﾊﾞｽ2-①	福岡230あ21	日野	ポンチョ	普通	乗合	軽油	34	−	西鉄二日市㈱が運行
84	—	都市計画課	ｺﾐﾊﾞｽ2-②	福岡230い22	日野	ポンチョ	普通	乗合	軽油	34	−	西鉄二日市㈱が運行
85	—	都市計画課	ｺﾐﾊﾞｽ2-③	福岡230う23	日野	ポンチョ	普通	乗合	軽油	34	−	西鉄二日市㈱が運行
86	○	公園街路課	幌付18号	福岡400な950	マツダ	タイタン	小型	貨物	ガソリン	3	−	
87	○	建設管理課	道路維持作業車	福岡100せ8766	日野	デュトロ	普通	貨物	軽油	3	無線・回転灯・ｸﾚｰﾝ	
88	—	建設管理課	道路パトロール車	福岡800せ2828	ニッサン	エクストレイル	普通	特種	ガソリン	5	無線・スピーカ・回転灯	
89	○	建設管理課	維持作業車	福岡480う3771	ダイハツ	ハイゼットﾃﾞｯｷ	軽自動車	貨物	ガソリン	2	無線・回転灯	
90	—	循環型社会推進課	アトラス	福岡400つ6828	ニッサン	アトラス	小型	貨物	軽油	6	−	（公財）おおのじょう緑のトラスト協会に貸与
91	○	循環型社会推進課	39号車	福岡480ち7750	スズキ	キャリー	軽自動車	貨物	ガソリン	2	幌付	
92	—	スポーツ課	ボンゴバン	福岡400の8367	マツダ	ボンゴバン	小型	貨物	ガソリン	2(5)	ETC(体協付)	多目的広場管理用として体協が管理・使用中
93	○	企業総務課（水道）	31号車	福岡480い1253	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン	2(4)	無線・スピーカ	瓦田浄水場
94	○	企業総務課（水道）	32号車	福岡41の2974	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン	2(4)	無線	
95	—	企業総務課（水道）	33号車	福岡800す248	ニッサン	トラック	普通	特種	ガソリン	3	無線	
96	○	企業総務課（水道）	34号車	福岡480か289	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン	2(4)	無線	
97	○	企業総務課（下水道）	35号車	福岡41ぬ521	スズキ	エブリィ	軽自動車	貨物	ガソリン	2(4)	無線	
98	—	企業総務課（水道）	40号車	福岡400た1205	マツダ	ボンゴトラック	小型	貨物	ガソリン	3	無線・スピーカ	瓦田浄水場
99	○	企業総務課（水道）	43号車	福岡480の6761	三菱	ミニキャブEV	軽自動車	貨物	電気	2(4)	無線	
100	○	企業総務課（下水道）	51号車	福岡480く3817	スズキ	エブリィ	軽自動車	貨物	ガソリン	2(4)	無線	
101	○	企業総務課（水道）	53号車	福岡480あ1850	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン	2(4)	無線	
102	—	企業総務課（下水道）	54号車	福岡480に8852	スズキ	エブリィ	軽自動車	貨物	ガソリン	2(4)	スピーカ・アンプ・ドラレコ	
103	—	企業総務課（水道）	給水車	福岡800せ7780	日野	0	普通	特種	軽油	3		瓦田浄水場

リース車
貸与車
他名義車

臨時ヘリポートの基準

1　機種に応ずる発着附近の基準

~~（１）ＯＨ－６Ｄ（小型ヘリ）~~

（１~~２~~）ＵＨ－１Ｊ（中型ヘリ）

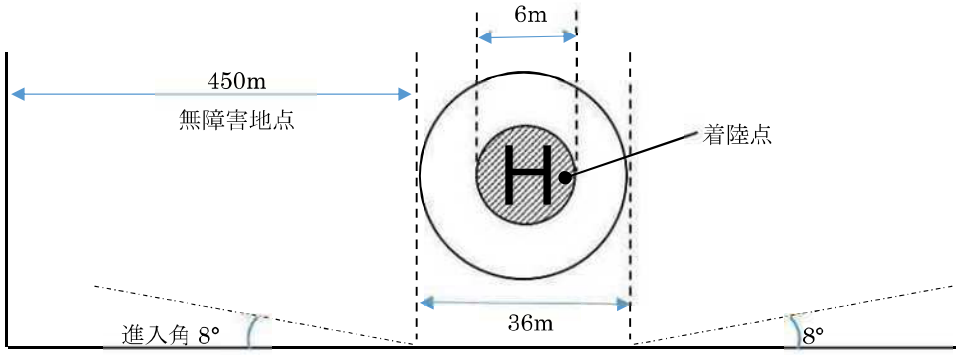

（２~~３~~）ＵＨ－６０ＪＡ（中型ヘリ）

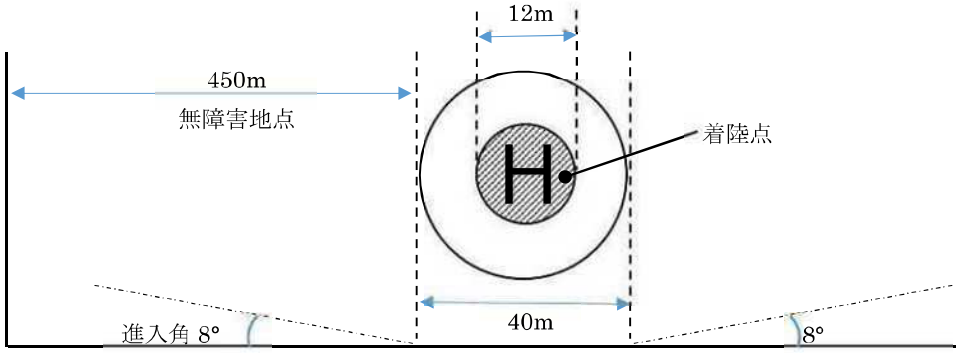

（３~~４~~）ＣＨ－４７Ｊ（超大型ヘリ）

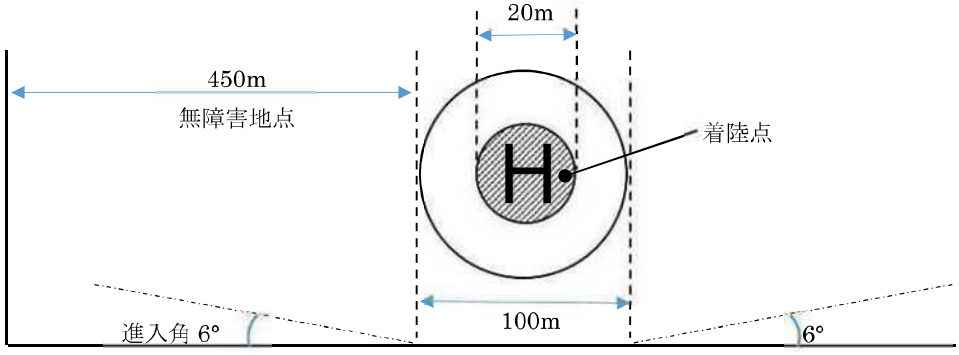

注：１ 離着陸地発着点とは、安全、安易に接地できるように準備された地点をいう。
２ 無障害物空間地帯とは、発着に障害とならない地帯をいう。
３ この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。

２　標示

（１）上空から確認しうる風の方向を標示する旗。又は、発煙筒を離着陸地点から約50ｍ離れた位置に設置する。

（２）離着陸地点には、石灰等を用いて直径７ｍ以上のΘ の記号を標示する。

３　危険防止

（１）離着陸時は、風圧等により危険であるので場内にいる者を排除する等の立入禁止措置をとる。

（２）離着陸地点付近は、平坦で回転翼の回転によって砂塵等があがらない場所を選定し、物品等異物を放置しない。また、砂塵が舞い上がる場合は散水する。

（３）安全上の監視員を配置する。

（４）着陸したヘリコプターから隊員が降りて合図するまでは、絶対に近づかないこと。

４　その他

空地への連絡方法本編第２章第３節第４通信計画－４「災害時における地上と陸上自衛隊航空機との交信方法」参照。

重要水防箇所一覧

（令和６年６月現在）

NO	県土整備事務所名	水系名	河川名	左右岸別	延長（m）	位置		キロ杭位置	重要度	予想される事態	水防工法
						市郡	大字				
11-1	那珂	御笠川	御笠川	左	1,310	大野城	下大利団地 東大利４丁目	西鉄橋から一の瀬堰まで	A	溢水	積み土のう工
11-2	那珂	御笠川	御笠川	左右	1,130	大野城	山田３・５丁目 筒井４・５丁目 御笠川１･２丁目	牛頸川合流点から山田橋まで	A	溢水	積み土のう工
11-3	那珂	御笠川	御笠川	右	920	大野城 太宰府	東大利４丁目 水城１丁目	下大利橋から竹ノ越堰まで	B	洗堀	木流し工 積み土のう工

土砂災害危険箇所一覧

（令和５年 11 月現在）

○　砂防指定地指定箇所

番号	渓　流　名	市町村名	住　所	告示年月日	告示番号	面積(ha)	指定方法	備考
38	平野川	大野城市	大字牛頸	S40.3.25	805	4.27	線・標柱	
39	桑の浦谷川	大野城市	大字牛頸	H16.8.12	942	1.0189	標柱	
	小計	2				5.2889		

○　急傾斜地崩壊危険区域指定

番号	区　域　名	区域名ヨミ	所　在　地	指定面積(ha)	指定年月日	告示番号
4	平野台団地	ﾋﾗﾉﾀﾞｲﾀﾞﾝﾁ	大字牛頸	0.705	S59.4.19	617
8	畑ケ坂	ﾊﾀｶﾞｻｶ	若草二丁目、畑ケ坂一丁目	0.0828	H22.2.10	266
	小計	2		0.7878		

防災重点農業用ため池一覧

番号	た　め　池　名	市町村名	住　所	指定年月日	備考
01	席田池	大野城市	大字中 813-1	R3.3.31	
02	宮の池	大野城市	中１丁目 894-1	R3.3.31	
03	韓人池	大野城市	大字中 838	R3.3.31	
04	片池	大野城市	大字中 86-1	R3.3.31	
05	唐山池	大野城市	乙金東２丁目 2-1	R3.3.31	
06	蓮町池	大野城市	大池１丁目 4-16	R3.3.31	
07	此の岡池	大野城市	大字乙金 607-2	R3.3.31	
08	大池	大野城市	大池２丁目 3-1	R3.3.31	
09	新池	大野城市	大城４丁目 37-1	R3.3.31	
10	大久保池	大野城市	大字瓦田 134-1	R3.3.31	
11	汐井川池	大野城市	大字瓦田２	R3.3.31	
12	三兼池	大野城市	上大利５丁目	R3.3.31	
13	天神田池	大野城市	下大利４丁目 746-1	R3.3.31	
14	日の浦池	大野城市	南ヶ丘２丁目 1-1	R3.3.31	
15	松尾池	大野城市	下大利４丁目 755	R3.3.31	
16	仙頭ヶ浦池（下）	大野城市	南ヶ丘２丁目 1-1	R3.3.31	
17	大浦池	大野城市	緑ヶ丘３丁目 2-7	R3.3.31	
18	出口池	大野城市	旭ヶ丘１丁目 835-1	R3.3.31	
19	新池	大野城市	下大利５丁目 761-1	R3.3.31	

令和元年６月３日
改正
令和４年２月４日
令和５年６月１日
令和６年７月１日

福岡県災害時における人的被害の公表要領

第１　基本的な考え方

災害時における人的被害（死者、安否不明者及び行方不明者）の公表は、国民の知る権利に応えるほか、次に掲げるような公益的な意義がある。

・　死者及び行方不明者の氏名等を公表することは、不確実情報の拡散防止につながる。

・　安否不明者の氏名等を公表することは、円滑な人命救助活動を行うために重要であり、被害を最小限に抑える一助となる。

一方で、これらの個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に、慎重に取り扱われるべきものである。

こうしたことを踏まえ、災害時の人的被害の公表については、次のとおり、県、市町村及び警察が協力の上、正確かつ迅速に実施するものとする。

第２　用語の定義

この要領において、用語の定義は次に掲げるとおりとする。

(1)　「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認した者又は死体は確認できないが、当該災害が原因で死亡したことが確実な者とする。(「死者」には、災害関連死として認定された者を含む。)

(2)　「安否不明者」とは、(3)で定める「行方不明者」となる疑いのある者とする。

(3)　「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

第３　窓口担当者

県、市町村及び警察は、不確実情報の拡散防止の観点から、災害時における人的被害の公表について、あらかじめ連絡窓口となる担当者を明確化しておくものとする。

第４　公表の手順

１　「死者」について

(1) 災害発生後、心肺停止者が発見された時点

ア　県及び市町村は、「死者」として判断されていない段階であるため、当該心肺停止者の氏名等を公表しない。

イ　警察は、必要に応じて当該心肺停止者に係る事実関係のみを公表するが、公表の際は、次に掲げるところにより、その内容を県及び市町村へ情報提供する。

(ｱ)　県には、県災害対策本部に派遣した情報連絡員（リエゾン）又は警察本部警備課から、別紙１により情報提供する。

(ｲ)　市町村には、警察署から情報提供する。

(2) 検視等による身元の特定後

ア　警察は、事件性の有無の判断を行い、身元を特定した「死者」について、次に掲げるところにより、県及び市町村に情報提供する。

(ｱ)　県には、県災害対策本部に派遣した情報連絡員（リエゾン）又は警察本部警備課から、別紙２により情報提供する。

(ｲ)　市町村には、警察署から情報提供する。

(3) 「死者」の判断及び報告

ア　市町村は、警察からの情報などをもとに、必要に応じて県や警察と協議を行い、「死者」であるか

を判断する。

イ　市町村は、「死者」と判断した場合は、次に掲げる手順に沿い、別紙３により県に報告するとともに、県防災情報システムに人数を入力する。

(ｱ)　「死者」の氏名、年齢、性別、現住所を住民基本台帳（当該台帳を利用できない場合にあっては、これらの情報について信頼するに足る資料）により確認する。

(ｲ)　「死者」の発見日時、発見場所を警察に確認する。

(ｳ)　「死者」の住民基本台帳の閲覧制限の有無を確認する。

(ｴ)　住民基本台帳の閲覧制限がない場合、「死者」の遺族に対し、氏名、年齢、性別及び現住所（大字まで）について公表の同意を確認する。

(ｵ)　公表の同意を確認する遺族は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）第３条第２項に定めるいずれかの遺族（配偶者、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹）とする。なお、配偶者には福岡県パートナーシップ宣誓制度及びこれに類する公的制度の利用者を含むものとする。

ウ　県は、市町村から報告があった「死者」に関する情報について、県災害対策本部に派遣された情報連絡員（リエゾン）又は警察本部警備課を通じ、警察と情報共有する。

(4) 公表

ア　公表主体

「死者」の公表は、県が行う。

イ　公表項目

氏名、年齢、性別、現住所（大字まで）、発見日時及び発見場所とする。

ウ　公表基準

住民基本台帳の閲覧制限	遺族の有無	遺族の同意※2	公表・非公表
あり	―	―	非公表
なし※1	あり	あり	公表
		なし	非公表
	なし	―	公表

※１　住民基本台帳の閲覧制限がない場合であっても、ドメスティックバイオレンスやストーカー行為など個人情報を秘匿すべき事情が判明している場合は、閲覧制限があるものとして取り扱う。

※２　公表項目のうち、氏名、年齢、性別、現住所（大字まで）の各項目について、公表の同意を確認するものとする。

エ　公表時期

県、市町村及び警察の三者で、公表する時期を調整する。

オ　公表方法

県は、市町村からの報告に基づき、「死者」の氏名等について、別紙４により、県ホームページで公表するとともに、報道機関に情報提供する。

(5) 公表に係る業務フロー

別表１のとおり。

２　「安否不明者」について

(1) 所在が不明な者の情報収集・報告

ア　市町村は、災害発生後に「安否不明者」（所在不明の情報を得た一時滞在者も含む。）に係る情報を収集し取得した際には、次に掲げる手順に沿い、別紙５により県へ報告する。

(ｱ)　「安否不明者」の氏名、年齢、性別、現住所を住民基本台帳（当該台帳を利用できない場合にあっては、これらの情報について信頼するに足る資料）により確認する。

(ｲ)　「安否不明者」の住民基本台帳の閲覧制限の有無を確認する。

(ｳ)　住民基本台帳の閲覧制限がない場合、「安否不明者」の家族に対し、氏名、年齢、性別及び現住所（大字まで）について、公表の同意を確認する。

(ｴ)　公表の同意を確認する家族は、第４公表の手順１(3)イ(ｵ)に定める遺族の範囲を準用する。

イ　県は、市町村から報告があった「安否不明者」に関する情報について、県災害対策本部に派遣された情報連絡員（リエゾン）又は警察本部警備課を通じ、警察と情報共有する。

(2) 公表

ア　公表主体

「安否不明者」の公表は、県が行う。

イ　公表項目

氏名、年齢、性別及び現住所（大字まで）とする。

ウ　公表基準

救助活動上の緊急の必要性※1	住民基本台帳の閲覧制限	家族の有無	家族の同意※3	公表・非公表
あり	あり	—	—	非公表
	なし※2	—	—	公表
なし	あり	—	—	非公表
	なし※2	あり	あり	公表
			なし	非公表
		なし	—	公表

※１　救助活動上の緊急の必要性は、「安否不明者」の生命・身体を保護する観点から、県、市町村及び県警の三者で判断する。

※２　住民基本台帳の閲覧制限がない場合であっても、ドメスティックバイオレンスやストーカー行為など個人情報を秘匿すべき事情が判明している場合は、閲覧制限があるものとしてこの表を適用する。

※３　公表項目のうち、氏名、年齢、性別、現住所（大字まで）の各項目について、公表の同意を確認するものとする。

エ　公表時期

発災後概ね４８時間以内を目標として、県、市町村及び警察の三者で調整する。

オ　公表方法

(ｱ) 県は、市町村からの報告に基づき、「安否不明者」の氏名等について、別紙６により、県のホームページに公表するとともに、報道機関へ資料提供する。

(ｲ) 市町村は、随時「安否不明者」に関する情報の収集・確認・集約を行い、別紙５を更新の上、県へ報告する。

(ｳ) 県は、市町村からの報告により、「安否不明者」に関する情報に変更・追加・削除があった場合は、別紙６により、最新の安否不明者情報を県ホームページに掲載するとともに、報道機関に資料提供する。

(3) 公表に係る業務フロー

別表２のとおり。

３　行方不明者

(1) 行方不明者としての取扱い

「安否不明者」として公表された後、概ね一週間を経過しても発見されない「安否不明者」について、県、市町村及び警察は協議の上、「行方不明者」とみなす。

(2) 公表

公表の主体、項目、基準、方法及び公表に係る業務フローは、「安否不明者」の例による。その際、「別紙６」とあるのは「別紙７」と読み替えるものとする。

災害時における人的被害（死者）の公表フロー　　別表１

時系列	警察	市町村	県
【警察】 心肺停止者の発見 公表要領第４公表の手順１（１）	心肺停止者についての情報提供 警察署から情報提供		リエゾン又は警察本部警備課から、別紙１により情報提供
【警察】 検視等による身元の特定後 公表要領第４公表の手順１（２）	「死者」についての情報提供 警察署から情報提供		リエゾン又は警察本部警備課から、別紙２により情報提供
【市町村】 「死者」の判断及び報告 公表要領第４公表の手順１（３）		「死者」について県へ報告 （別紙３）	報告
【県】 報告があった「死者」の報告 公表要領第４公表の手順１（３）	リエゾン又は警察本部警備課を通じ報告		報告があった「死者」について警察へ共有
【県】 公表 公表要領第４公表の手順１（４）	公表の時期を調整		公表基準に基づき公表内容を整理 「死者」の公表 （別紙４）

災害時における人的被害（安否不明者及び行方不明者）の公表フロー　　別表２

時系列	警察	市町村	県
【市町村】 所在が不明な者の情報収集・報告 公表要領第４公表の手順２（１）ア		「安否不明者」について県へ報告 （別紙５） 報告	
【県】 報告があった「安否不明者」の共有 公表要領第４公表の手順２（１）イ	リエゾン又は警察本部警備課を通じ情報共有		報告があった「安否不明者」について警察へ情報共有
【県】 「安否不明者」の公表 公表要領第４公表の手順２（２）	発災後概ね４８時間以内を目標に公表時期を調整		公表基準に基づき公表内容を整理 「安否不明者」の公表 （別紙６）
【市町村】 「安否不明者」に関する情報の収集・確認・集約 公表要領第４公表の手順２（２）オ（イ）		「安否不明者」に関する情報の更新を随時行い、県へ報告 （別紙５） 報告	更新後の「安否不明者」の公表 （別紙６）
【県】 「行方不明者」の公表 公表要領第４公表の手順３（２）	「安否不明者」として公表された後、 概ね一週間を経過しても発見されない「安否不明者」を、 「行方不明者」とみなすことについて協議		「行方不明者」の公表 （別紙７）